

GFRS ISSUES SERIES

国有企業の現状と問題—中国 東北3省を事例として
吉田 均
(国際研究奨学財団 研究員)

まえがき

この議事録は、本財団がシンクタンク事業の一環として実施している「GFRSアフタヌーン・セミナー」の第1回会合「国有企業の現状と問題 ― 中国・東北3省を事例として」の速記録である。

今回の会合では、講師を務める当財団研究員 吉田均氏より、上記のテーマについての報告が行われ、その後、報告内容に基づき活発な議論が行われた。

本セミナーは、多彩な参加者が、国内外の様々なテーマについて、オープンな形で議論することを目的として開催するものである。なお、本セミナーは、日本財団の補助を受けて、実施している。

この議事録は、本セミナーの成果を関係各位に報告するとともに、より多くの方々にもその内容を共有していただけるよう作成されたものである。

1998年8月

よした ひとし
吉田 均 氏 略歴
(Hitoshi Yoshida)

国際研究奨学財団 研究員。

1987 年筑波大学大学院 地球研究研究科(東アジアコース)入学後、88 年より 1 年間香港
中文大学へ留学

1990 年大学院卒業後、同年より笹川平和財団研究員として日本の地方の国際化および
北東アジアにおける地方間国際協力プログラムを担当。

1996 年より外務省専門調査員（中国・在瀋陽日本総領事館）を経て、98 年より現職。

中国在勤中より、中国東北地区の国有企業改革を研究。

専門は、中国研究・開発経済学。

目次

第1部 発言内容

1. 報告要約 1
2. 講師報告 2
3. 質疑応答 16

第2部 巻末資料 27

1. 報告要約(Summary)

「国有企業改革の現状と課題 — 中国・東北3省を事例として」

本報告の主題は、国有企業改革の地域的傾向とその住民に対する影響を、東北3省を事例に概観することにある。そのため、まず国有企業改革のうち、特に企業破産の地域別動向と失業者の発生動向を概観し、次いで地方政府の再就職と生活保障政策を紹介する。

“Reform of State-Owned Enterprises in PRC's Three Northeastern Provinces, Current Conditions and Future Issues”

A Look was taken at the influence of state-owned enterprise reform on residents and communities in the three northeastern provinces of the Peoples Republic of China. The results of case studies were introduced which were conducted to 1) ascertain trends in these bankruptcy and unemployment resulting from these reforms in each region, and 2) elucidate the effects of the provincial governments' social safety net and reemployment policies.

司会者 時間がまいりましたので、早速、開始させていただきます。本日は、大変暑い中、皆さん、お集まりいただきましてありがとうございます。今回はGFRS（国際研究奨学財団研究事業部）のアフタヌーン・セミナーの第1回目として、当財団の吉田研究員が中国の国営企業の現状と問題点についてご報告いたします。

まずは、吉田氏の簡単な履歴をご紹介します。皆さんには、もう既に手元に差し上げていると思いますが、吉田氏は1987年に筑波大学大学院に入学、92年に卒業いたしました。卒業した後は、笹川平和財団の研究員としていろいろ、日本の地方の国際化とか、中国の東北……、北東アジアというんですか、その地方間協力のプログラムを担当しました。96年からは外務省派遣の専門調査員で、中国の瀋陽日本総領事館で2年間勤務しました。98年以降は現職です。

主な研究テーマは、中国東北地域の国有企業の改革の研究です。もう既に、いろいろ研究成果を発表しております。

では、早速、始めさせていただきます。

2. 講師報告

吉田 それでは、始めたいと思います。私、国際研究奨学財団の研究員をしております吉田と申します。よろしく願いいたします。私は、1996年から今年の2月まで、瀋陽の日本総領事館で専門調査員をしておりました。そのときに集めた資料をこちらの財団に来ましてから、今、整理している最中です。今日は、その整理が終わった一部分をご報告させていただきたいと思います。

今日、お話しする資料ですが、このクリップでとめているものです。ございますか。まず資料のセットから説明したいと思います。一番上には、「国有企業改革の現状と課題－東北3省の企業破産の動向と社会に与える影響－」と書いてございます。このクリップを取ってください。29頁～32頁、これがレジュメの本文です。全部で4枚あります。レジュメとしては非常に長いのですが、今日お話しする内容をほとんど文字で起こしてあります。ですから、ほとんどメモをとる必要はないと思います。それから、その下の33頁～37頁、これが話の中で使う図表です。一番上が中国の地図になっております。その下の38頁～39頁の写真、これも今日の話で使うものです。

一番下についております40頁～68頁の資料には、右上に別添参考資料と書いてあり

ます。別添資料1の題名は、「東北3省の国有企業改革の現状」（40頁～61頁）、別添資料2が「補論：中国における企業破産」（62頁～68頁）です。今日、これからお話しする内容が、さらに詳しくこちらのほうにまとめてあります。実は、これは論文ではなく、ブリーフ用の資料をまとめたものです。ですから、それぞれの項目のところを抜き読みしていただけるようになっています。本日は、この資料については説明いたしません。ですから、今日、報告で実際に使いますのは、28頁～39頁までです。

では、「国有企業改革の現状と課題」をご覧ください。29頁の上の四角の部分に、今日の「報告のポイント」が書いてあります。今日、お話しする報告のポイントですが、専門家の皆さんを前にして何をお話ししようかとかなり悩みました。そこで、結局、結論としては、私が現地に滞在していて、一日本人として現地で国有企業改革をどのように感じたか、それを現地で見たときにどんな印象を持ったか。つまり、滞在していた者が受けた国有企業改革に関する印象が伝わるような形で報告したいと思っています。

なお、注意事項を1つつけ加えますと、私は、確かに1996年～1998年2月まで、日本総領事館に勤めておりましたが、これからお話しする内容は、外務省の見解とは一切関係ありません。突っ込んだお話しもしたいと思います。ただ、これは私個人の意見です。さらに、職務上、見ることのできた外務省の内部資料などは一切使っていません。つまり、ここで使う資料、それから申し上げる内容は、私自身が集めた資料です。

今回、お話しする主要なテーマですが、1の「主要テーマ」をご覧ください。国有企業改革の地域的傾向とその住民に対する影響を、東北3省を事例にしてご説明したいと思います。御存じだと思いますが、遼寧省、吉林省、黒龍江省を、中国では東北3省と言っています。これからは、それぞれの省の名前を出さずに東北3省と申し上げた場合は、この3省とお考えください。

具体的に話す内容ですが、大きく分けて2つございます。1つ目は国有企業改革にともなう企業破産。特に企業破産が地域的にどのような分布になっているかということです。これを、企業破産の全国的な傾向と省別の動向から説明したいと思います。そして2つ目は、地方政府の失業者対策。これは、地方政府の失業者・一時帰休者に対する再就職プログラム、それから生活保障の実施内容などから説明したいと思います。つまり、企業破産がどのように起きているか、それに対して、地方政府はどのような対応をとつ

ているか、こんなことをお話しできればと思います。

それでは、29 頁の「1、企業破産の動向」の「(1)「国有企業改革の政策分類」をご覧ください。実は、国有企業改革は、多くの方に国有企業に対する改革だと思われていますが、現在は、さらに大きな展開をしています。国有企業改革は、政策として大きく分けて、2つのグループに分けることができます。1つは企業自身に対する改革、もう1つは、企業自身に対する改革を促進するために、社会における制度や環境を整備していくための改革です。

具体的な内容を説明しますと、まず企業自身の改革として、「現代企業制度改革」がございいます。その一部として、「株式制度の導入」があります。さらに「企業集団の形成」、それから「中小企業改革」が実施されています。この4つが、中国の新聞によく出てきます国有企業自身に対する改革です。さらに、この国有企業改革を促進するための補完的な政策としまして、「資本構成適正化モデル都市での限定した企業の整理や破産の実験」、それから「国有資産管理制度の改革」、「再就職プロジェクト」、「社会保険および最低生活保障制度の改革」があります。つまり、この後の部分も入れると、都市全体に対する改革になってきていると言えます。

御存じのように、今、中国では3つの改革が行われています。行政改革、金融改革、国有企業改革です。この中で、地域的にかなり格差があると思われるものが国有企業改革です。では、その中で地域格差がどうなっているのかを考えてみたいと思います。「表1、破産立案件数(89～96年)」(34頁)をご覧ください。説明は、29頁の「1-(2) 企業破産の全国的動向」になります。実は、1997年1月28日に『経済参考報』が、突然、企業破産に関する89年以降の動向と、省別企業破産数の具体的な数字を発表しました。こういう報道は非常に珍しいのですが、その報道に基づいて、これから説明したいと思います。

表1をご覧ください。1989年から96年までの企業破産の総件数は1万1,627件です。ただ、これを見るとかなり偏りがあります。「中華人民共和国企業破産法(試行)」、つまり中国での企業破産法は、1986年に全人代を通過しまして、1988年から試行されています。ですから、この数字は89年からになっています。ただ89、それから90、91年までは、かなり限定的に使われています。89年が98件、90年が32件、91年が117

件であったことで、おわかりいただけると思います。

この限定的に使用されていた企業破産が、転換期を迎えるのは1992年です。この年、7月に「全人民所有制工業企業経営メカニズム転換条例」というものが公布されまして、これによって企業の法人化と損益自己責任ということが強調されるようになります。これに従って92年に企業破産が急増しまして、428件、対前年比で265%増となります。さらにそれ以降、高水準で企業破産が進むこととなります。特に「中華人民共和国公司法」、つまり中国での会社法が公布される94年には、1,625件、対前年比で128%と急増します。さらに96年には、この1年間だけで6,232件、つまりこの8年間の総件数の53%に匹敵する企業破産が起きています。

この急増の主な要因としては、「資本構成適正化モデル都市」という政策があげられます。この政策で指定されたモデル都市で、優先的に企業破産の実験を行っております。企業を破産させるために、優先的に引当金が使われているのです。このモデル都市の指定は95年から始まるのですが、95年が18件だったものが、96年に突然50件になります。そして97年には、この指定都市は110件になっています。ですから、企業破産もさらに拡大している可能性があります。

では、これを省別に見るとどうなるのかという話をしたいと思います。その次のページをご覧ください。35頁の「表2 省別企業破産数(95~96年)」です。実際、新聞に出たのはこの合計数字だけです。それに順位とか増加率をつけ加えてみました。この表からいくつかわかることがあります。まず、順位別にみると、第1位が山東省で1,210件、それから第2位が黒龍江省で1,145件、第3位が河北省で1,024件、第4位が湖南省で832件、第5位が遼寧省で646件。上位の5位までで、全体の56.3%を占めます。要するに、特定の地域に集中して企業破産が発生しているということです。ちなみに、上位1位から10位までの省を、中国の地図上におとしてみると、33頁の「図1、企業破産上位10省(1995~96年)」となります。企業破産が特定地域に集中していることが、一目瞭然となっています。

さらに、これをブロック別に分けたものが、36頁の表3になります。「表3、地域別企業破産数(95~96年)」をご覧ください。私なりにいくつかのブロックに分けて考えてみました。そうしますと、企業破産に積極的な地域と企業破産に消極的な地域、もしくは消極的な省というものが見えてきます。

まず初めに、企業破産に積極的な地域から申し上げたいと思います。説明は 30 頁の「1-(3)-2) 企業破産に積極的な地域」です。まず目につくのが、環渤海地域です。これは、遼寧省・河北省・山東省・北京市・天津市の 3 省 2 市です。2,963 件で、全体の 34.4%です。それから、東北地域。これは、先ほど申し上げました、黒龍江省・吉林省・遼寧省の 3 省です。2,279 件で、全体の 26.4%。この環渤海地域と東北地域は、遼寧省が重複していますので、これを除いて両方を足しますと、4,596 件で 53.3%になります。つまり企業破産の過半数が、環渤海地域と東北地域で起きています。さらに、それ以外に中部地域、黒龍江省・吉林省・内蒙古自治区・山西省・河南省・安徽省・湖北省・湖南省・江西省の 9 省、これは母数も多いのですが、4,040 件で、全体の 46.9%と非常に集中しています。

一般的に中国は、沿岸地域、中部地域、西部地域のように 3 つのブロックに縦割りに考えます。すると、中部地域と山東省以北の沿海地域に企業破産が集中しているということになります。

では、企業破産に消極的な地域を考えたいと思います。説明は、30 頁の「1-(3)-3) 企業破産に消極的な地域」となります。これも地域の性格別に分けてみますと、存在します。まず第一に直轄市。北京市・天津市・上海市です。全部足しても、203 件で全体の 2.4%にすぎません。それから、次に少数民族自治区。内蒙古自治区・新疆ウイグル自治区・広西チワン族自治区・寧夏回族自治区・チベット自治区の 5 自治区になります。これを全部足しても、381 件で 4.4%にしかありません。しかし、少数民族自治区については内蒙古が、直轄市については、上海市の傾向がちょっと異なります。ただ、やはり全体として、直轄市と少数民族地域では、企業破産が少なくなっています。

理由を私なりに推測しますと、一度、政情不安が発生すると収拾がつかなくなる地域、もしくは内外に対して影響が非常に強い地域では、政策的に企業破産が抑制されているのではないかと考えています。

では次に、東北 3 省がどのような状況にあるのか申し上げます。表 2 「省別企業破産数」のほうに戻ってください。説明は、30 頁の「1-(3)-4) 東北 3 省の状況」になります。総数でみると、黒龍江省が 1,145 件、遼寧省が 646 件、吉林省が 488 件。順位でみると、黒龍江省が第 2 位、遼寧省が第 5 位、吉林省が第 7 位で、3 省ともに非常に企業破産が高い地域となっています。

さらに、東北3省にはもう1つ興味深い傾向があります。黒龍江省ですが、表2の一番右側の増加率をご覧ください。対前年比の増加率が-9.8%です。この2年間でマイナスを記録したところは、ウイグル自治区と黒龍江省だけです。まず数字がおかしい。それから、上から5番目の遼寧省をご覧ください。これも、対前年比増加率を見ますと、1268.2%のプラスになっています。これも、ほかの省と比べて異常に高くなっています。つまり、黒龍江省は、政策的な意図で企業破産が抑えられている。一時、急増した後抑えられている。そして遼寧省は、政策的な意図で、こちらは逆に、企業破産を急増させていると考えられます。ただ、これはあくまで推量です。以上が企業破産の動向です。

簡単にまとめますと、企業破産の積極的な地域は、環渤海以北の沿岸地域、それから内陸地域に集中しているということ。それから、企業破産が消極的な地域として直轄市と少数民族自治区が挙げられること。そして東北3省は、非常に企業破産が高い地域であること。さらに、東北地域の内でも、一番北の黒龍江省と一番下の遼寧省は、数字の動き方が非常に不自然だということ。この4点が、結論として言えると思います。

では、次に30頁の「2、地方政府の失業・最低生活保証対策」の「(1) 失業・一時帰休者の動向」をご覧ください。表のほうは37頁の「表4、東北3省の労働関係指標(1997年)」というところをご覧ください。これは、毎年1回、各省政府が発表する「国民経済と社会発展に関する統計公報」に基づいてつくられています。まず97年の登録失業率をご覧ください。この表4の左側上から4番目のカテゴリーになります。都市部の登録失業率を見る限り、失業率は、全国平均が3.1%であるのに対して、遼寧省が3.7%、吉林省が2.7%、黒龍江省も2.8%と、ほぼ平均並みの数字になっています。遼寧省は若干高く、吉林省、黒龍江省は若干低いのですが、ほぼ平均並みと言えます。ただ、これはあくまで都市部で登録されている失業者の数で、実際の状況ではありません。

私のヒアリングによりますと、遅配や賃金不払い労働者、それから一時帰休など再就職が必要な労働者が、3省ともに全職員労働者、つまり都市部のサラリーマンで10%以上存在します。さらに、現在、稼働している国有企業の労働者の中にも、30%前後の余剰労働力を内包しています。

さらに、これは遼寧省のケースですが、月収150元以下の不完全就業者も加えると、全体の30%近くになります。ですから遼寧省をケースにとりますと、都市部のサラリー

マンの 30%近くが、何らかの問題があるという状況です。そのため、労働力の生活環境は極めて厳しく、結果として労働力の流動化率が非常に高くなってきています。

表 4 の左側上から 3 番目の「3、都市職員労働者数」をご覧ください。実数の横に、都市職員労働者数の増減が書いてあります。全国が-0.5%であるのに対して、遼寧省は-2.9%、吉林省が-1.8%、黒龍江省が-1.4%となっております。つまり、東北 3 省の都市部のサラリーマンの減少率は、全国平均の 3 倍から 6 倍に達しています。非常に高い流動化率となっております。

では、31 頁のレジメ本文、「2-(2) 再就業工程(再就職プロジェクト)」をご覧ください。地方政府の失業・最低生活保障対策について説明したいと思います。今、お話ししましたように、遼寧省・吉林省・黒龍江省の労働環境は、非常に厳しい状況にあります。このような状況に対して、東北 3 省の各地方政府が、失業者の増大や企業内余剰労働力の解雇に対してどのように対応しているのかを、「再就職プロジェクト」と、「職員労働者の解決困難弁公室」という最低生活保障制度を例に説明したいと思います。

この再就職プロジェクトですが、遼寧省では 94 年から実施されています。後で写真をごらんに入れますが、1997 年現在、遼寧省では 1,329 か所の職業紹介所が設立されています。また、吉林省、黒龍江省も、ともに 1,000 か所以上の職業紹介所を設立しています。職業紹介所で仕事が得られない、さらに失業保険などで生活がカバーできない人たちに対しては、最低生活保障制度を充実させ始めています。これを、遼寧省では「職員労働者の困難解決事務室」と呼んでいます。これがかなりの成果を上げています。例えば、具体例を挙げますと、1997 年の東北 3 省の再就職者数をもう一度ご覧ください。37 頁の表 4 の左側上から 5 番目、再就職者数の項目をご覧ください。これは、1 年間に何人が再就職できたかという数字です。全国が 480 万人であるのに対して、遼寧省が 39 万人、これが対全国比で 8.1%。吉林省が 28 万人、これが対全国比で 5.9%。黒龍江省が 71 万人、これが対全国比で 14.7%となります。つまり、東北 3 省だけで、再就職した人のシェアが全国の 28.8%に達します。東北 3 省は、実は人口、それから国内総生産 (GDP)、ともに中国では 1 割の規模です。両方ともほぼ 10%です。ですから、再就職者数が 28.8%というのは、経済規模から考えて非常に多い数字、3 倍ぐらいの数字になります。

ただ、この中をさらによく見ていくと、今申し上げましたように遼寧省は 8.1%、吉林省は 5.9%ですが、黒龍江省だけ 14.7%と非常に高い数字になっています。黒龍江省の高さには、理由が 1 つあります。黒龍江省だけ「三三制」という特別な政策をとっています。これはどんな政策なのかといいますと、不況企業の労働者を 3 分割します。3 分の 1 はこれまでの本業、3 分の 1 が多角経営、残りの 3 分の 1 を荒れ地の開墾に向けるのです。この荒れ地の開墾は、ほかの 2 省は地理的な問題からできません。黒龍江省は、まだ肥沃な農地がたくさん残っていますから、そういうところを使ってやっていくと。ですから、黒龍江省の数字が高くなっています。

では、31 頁にお戻りください。「再就業工程」……、日本語に訳しますと再就職プロジェクトになりますが、この活動は、大きく分けて 5 つの内容からなっています。まず第 1 に、再就職者を雇用した企業に対して、税金の減免措置や銀行借款による優遇政策をとっております。それから第 2 に、職業紹介所の開設をしています。そして第 3 として、再就職者のための職業訓練を実施しています。第 4 として、再就職希望者のうち自分で新しく企業を興したい人、もしくは小さな屋台などを経営したい人に対しては、創業資金を無利子で貸し付けています。そして第 5 に、生活が貧困な労働者の家庭に対しては、救済金の支給を行っています。これが主な活動内容です。

この組織は、一般的には市政府内に、市長を組長として市の共産党委員会、それから工会・商工部・財政部・労働部・公安部などをメンバーとする就業工作領導小組……、要するに指導グループを設立しています。ここで主な政策を決定しています。このような小組は、実は市もしくは省だけではなくて、その下部の行政単位の区とか県にもすべて設置されています。一番下の単位は街道委員会、居民委員会……、つまり行政組織上一番下にくる基礎組織になりますが、そこまで設置されています。これが命令系列で縦列、それから横列につながって、相互に協調できる体制で活動を行っています。

それでは、ちょっと写真をご説明したいと思います。前のスクリーンでうまくご覧になれない方は、レジユメの 38 頁をご覧ください。同じ写真があります。38 頁の右側の①、これが瀋陽市の活動拠点になっております瀋陽市再就職センターです。市の中心的なセンターになっています。①の写真、これが入口ですね。左側に看板が出ています。後ろの建物すべてが再就職センターです。

次の②の写真を見てください。これが中の様子です。この写真だとあまりよくわから

ないかもしれませんが、実は、一番奥が電光掲示板になっています。この掲示板、②の写真からはよくわからないかもしれませんが、ホワイトボードの4倍以上の電光掲示板です。電光掲示板に、例えば40歳までで一般事務職、賃金はいくらというふうに出ます。それを見て、我はと思う人が右側のカウンターで応募していくという形になっています。

③の写真。この種のカウンター、すべて後ろにコンピュータが設置されています。非常に近代的なシステムを持っています。この写真が、ちょうど再職業サービスの窓口ですね。このカウンターで失業労働者の証明書を発行しています。それから、リストラされた労働者に対して職業を紹介します。さらに、そのほか、優遇政策に必要な登記を行いますと窓口のガラスに書いてあります。以上の①～③が瀋陽市再就職センターの写真です。以上が、非常に近代的な市の中心にあるセンターです。遼寧省全体で1,000以上ある職業紹介所の中で、瀋陽市の中では中心になる機関です。

では次に同じく38頁の左側の④～⑥の写真をご覧ください。中央に人がたくさんいるのがおわかりになると思いますが、これはデモではありません。④の真中あたりに、臨工市場と書いた看板があります。臨時工のマーケットです。日雇い労働者が仕事を探すところです。次の⑤の写真をご覧ください。ここは、実は公園で、急遽、開設された臨時工市場となっています。中央の木立の下に人がたくさんいます。この中に入場料を払って入り、仕事が欲しい人はここで待つ。労働者が欲しい人は、この中に入ってきて、自分で直接交渉してつれていくという形になっています。奥のほうにも人がたくさんいますが、ここでは炊き出しをやっています。10元ぐらいで、非常に栄養価の高いものが食べられるようになっています。

⑥の写真は、⑤の写真の反対側から見たところです。中はこんな様子になっています。中央に出ている看板ですが、水や電気配管の工事、それから水、暖房、それから煉瓦工、こっちは電気の修繕ですね。こんなことができますよという看板を、それぞれ一人一人が持っています。この写真では、フェンスにかけていますが、普通は首にかけています。木か紙でつくったものを首にかけていまして、それを見て、この人が欲しいということになると、そこで直接交渉する形になっています。例えば⑥の左側の男性をご覧くださいのですが、これは、ちょっとにやにやしていますから雇い主かどうかわかりませんが、こんな形で交渉するわけです。ここで、何か人が必要そうだなという顔をしてい

ると、人々がうわーっと寄ってきます。おまえ、おれが要らないかというような形になるわけですね。非常に原始的ですが、合理的につくられています。

ただ、ここは私自身は中に入ったことがありません。というのは、雰囲気は場外馬券売り場と非常によく似ています。何と言いましようか、ちょっと危ない感じがするところなのです。私みたいに普通のサラリーマンの格好で中に入ると、必ず人が寄ってきます。社長だと思われるわけですね。（笑）いや、そうじゃなくて私は写真を撮りに来たんだと言って、そこで写真を撮ったりすると、二、三発殴られても仕方ないなという状況なのです。そのぐらい殺気立ってます。

39 頁の⑦～⑨の写真が、一番の末端にある職業紹介所です。街道委員会とか居民委員会がつくっている職業紹介所ですね。領事館の近くにある職業紹介所です。外の黒板に不動産情報とか雇用情報が書いてあり、ここで見て、いいと思う仕事がある人は、中に入って、「この仕事はまだあるか」と中にお姉さんに聞くシステムになっています。

具体的に、この黒板にどんなことが書いてあるのかですが、⑧の写真の一番左側の3枚が部屋の情報、次いで真中の2枚が職業紹介所の説明、右側の2枚が労働者の募集広告となっています。⑨はこの右端の部分を拡大したものです。例えば一番上の三角印の所に書いてあるのは、コンピュータのタイピストですね。女性、高卒で経験があって、さらに18歳から25歳まで。勤務時間は8時から夕方5時まで。休みは週1回。昼飯あり。それで月300元と書いてあります。

ただ、この再就職プログラムですが、例えば遼寧省の場合、先ほど申しあげましたように、末端まで入れると1,300か所以上あるわけですが、それでもまだ再就職上多くの問題がございます。問題は大きくわけて3つあります。まず1つは、労働市場の需給の問題ですね。要するに、雇用される労働者よりも吐き出される労働者のほうがはるかに多い。積み残しは大体50%ぐらいになります。2つ目は、制度的な問題です。このようなきっちりした制度をつくっていきますとお金がたくさん必要です。ただ、そのお金の拠出は、政府の各部門や企業からもらうようになっていますが、実際にはなかなか払い込まれません。活動資金が足りなくなっていると言われていています。3つ目は、これが非常に大きな問題なのですが、労働者自身の観念の問題です。これは、特に東北3省の特徴的な例になるのかもしれませんが、国有大企業で工業企業にいたような労働者は、

なかなか第3次産業……、商業・サービス業などに移りたがらないのですね。国有企業が破産して外に放り出されたにもかかわらず、再度、就職するときには、また親方日の丸の国有企業に入りたいと思う人が非常に多いのだそうです。当然、国有企業の募集広告は非常に少ないですから、そうするとなかなか就職口がないということになります。私がヒヤリングした吉林省の社会科学院の皆さんは、頭がかたいと言って怒っていました。

ではレジュメの31頁、「2-(2)-4 遼寧省の実績」にもどってください。今お話ししたような制度ですが、遼寧省は14市のうち、2市を除く12市で、このような制度が既に確立されています。ですから、3年間で80%以上の都市でこのような制度が確立されたと言えます。これは、非常に急速な整備だと思えます。

1997年現在で、全省での職業紹介所……、最後に説明しました小さな職業紹介所も入れてですが、1,329か所あり、登録人数が92.3万人・回です。それに対して、再就職できた者は39.3万人・回になります。つまり、50%以上が積み残しになっています。これ以外に、例えば社会科学院の研究者にお話を聞くと、1997年6月現在で、遼寧省では、さらに110万人の失業者及び一時帰休者が存在しています。これは全職員労働者の11%に達します。非常に厳しい状況にあると言っていました。

次に、31頁、「2-(3) 最低生活保障制度」についてお話ししたいと思います。これまで中国では、最低生活保障などは、国有企業が企業単位で行っていたのですが、最近ではそれが変化してきています。特に失業保険など社会保険制度でカバーできない特別貧困家庭、生活困窮労働者などの救済に対しては、特に地方政府の民政局を中心にして工会・財政局・労働局・統計局・社会保険公司などをメンバーとする最低保障制度工作指導グループができております。ここが目標の設定をしたり、お金を出したり、調査研究を行ってございまして、このような制度が、遼寧省の場合、全14市のうち13市で確立されております。たしか、最低保障制度が確立され始めたのが95年ごろだったと思えますので、96、97の2年間で、ほとんど全省に行きわたるような制度をつくり上げたということになります。これも、非常に急速に整備されていると言えます。

この中で特にユニークな事例を1つだけ説明したいと思います。レジュメの32頁、一番最後になります。「2-(3)-3 職員労働者の困難解決事務室」です。まず名前がユ

ニークですね。それ以外に、活動内容も非常にユニークです。活動ですが、大きく分けると生活費の支給、それから優遇政策の実施、自立の支援、社会的互助システムの確立の4つを行っています。生活費の支給については基金がありまして、その基金から1人当たり120元支給しています。これは瀋陽市の例です。

優遇政策については、「特困証」といまして特別貧困証明書といいたいでしょうか、そういう証明書を出しています。この証明書があると、家賃や公共料金、そして税金の減免、それから国有商店での穀物の割り引き、それ以外にも多くの優遇措置が受けられるようになっています。

自立支援としては、自立や創業を促進するために、新たに屋台などを興す方たちに対して、まず所得税を免除する、それから工商管理税を免除する、都市管理税を免除するなどの減免措置を行なっております。

そして最後に社会互助システム、これが非常にユニークです。これは瀋陽市が始めた制度だと言っておりました。この社会互助システムですが、ボランティアの「聯系特困制度」を行なっています。これは、特別貧困者との連携制度と申し上げたらいいのではないかと思います。具体的には市政府、それから区政府の幹部と特別貧困者を1人ずつマッチングしまして、2年の間、その市政府、区政府の幹部がその特別貧困者に対して就職の斡旋、それから生活相談をするという制度です。これはボランティアで行われています。ただ、半強制だと思えます。なぜならば、現在、瀋陽市だけで「聯系特困制度」が1万4,000組存在します。市と区と県の幹部職員だけで1万4,000組存在するわけですから、ほとんどの幹部が動員されていると言ってもいいでしょう。この1万4,000組は、実は瀋陽市が対象としている97年の全貧困者の50%ぐらいに達します。中国のように人的な関係が非常に大きなウエートを持つ社会の中で、市の幹部が直接仕事を紹介する、直接、彼らが生活の面倒を見るというのは、非常に有効な手段だと思えます。実際、当人たちも非常に有効な手段だと言っていました。

実は、このレジュメには書いてありませんが、もう1つ、ユニークな制度があります。この「職員労働者の困難解決事務室」の資金源なのですが、市政府からの収入以外に、実は募金を募っているのです。その募金の主な出どころが、市政府、それから市政府以下の行政単位の職員から行われる強制募金です。担当者が言うには、「公僕たる者、社会の弱者の状況に対して、絶えず関心を持たなければいけない」ということで、その関

心を持つためにも、強制募金が必要だということです。たしか一般職員が2元ぐらい、市長クラスになると50元ぐらい取られていたと思います。

中国では公務員の給料は非常に安いのです。私と同じぐらいの市政府の職員で、恐らくもらっている給料が300元から400元ぐらいです。その中で1元、2元、もしくは仮に幹部だとすると10元ぐらい取られるというのは非常に辛いと思います。でも、それを強制的にやっている。この点でも非常にユニークです。

以上、特にこの2つ目のカテゴリーで、要約として申し上げたいことは、次のようになります。確かに中国で失業者がたくさん出ていますし、それから問題もたくさん起きていますが、各地方政府は全力を挙げてそれを解決しようとしています。確かに積み残しが50%近くありますが、彼らはとれる方法すべてを実施している。ほかのところに行くと効果があると聞いてくると片っ端からやる。そのぐらい状況が逼迫している。そのぐらい市政府、省政府の人たちも、この問題には熱心に取り組んでいます。ただし、状況があまりに厳しい。さらに、昨年15大会以降、状況が一段と厳しくなっているために、片っ端からとれる方法をとっても、さらに問題が山積みになるというのが現状だと申し上げます。

以上、本日の私の話を簡単にまとめます。まず国有企業改革については地域の片寄りがあります。その中で、東北3省は、非常に厳しい地域の1つだと言えます。それに対して、各省政府の職員たちは、とれる方法は全てと言ってよいほどとっている。それでも、さらに積み残しが起きるといった状況だと言えます。

ちょっと時間をオーバーしていますが、最後に雑談として2つだけ申し上げたいことがあります。この報告とは直接は関係ないのですが、日本人として国有企業改革をどう見るかということです。私たち、どうしても外してしまっただけの視点があると思います。まず1つ目は、国有企業改革が進展していくに伴って、現地の日系企業に被害が出ているのかどうかです。その答えはイエス、出始めています。

2つ目は、国際協力によって国有企業改革の支援が可能なかどうかです。現地政府が希望していることは、直接投資による国有企業の技術改造です。ただ、今の日本の状況から考えると非常に厳しいのではないかと思います。しかし例えば、今、お話しした内容から敷衍していくと、国有企業改革は単なる企業改革だけではなくて、都市その

いる都市計画や環境保全能力、それから最低生活保障に関するシステムやノウハウの部分に移転していく価値があると思います。今、中国でそういう制度をつくっている最中ですので、担当者を日本にどんどん受け入れて、日本の制度のいいところと悪いところを見てもらう。相互に新しい制度を考えていく。そんなことも可能なのではないかと思います。

再度、申し上げますと、国有企業改革というのは他人事ではないということです。国益なんていう古い言葉で考えますと……、あまりいい言葉じゃないと思いますが、仮に国益を考えますと、まず日系企業に被害が出始めています。国有企業と合併した企業がとまったり、担当幹部がリストラのために部下から襲撃に遭うとか、そんなことが起きているのです。

さらに、今、国有企業改革に代表される3つの制度改革がうまくいけば、中国が日本にとって非常に大切なパートナーになると思います。今、中国は辛い時期です。日本は、彼らが必要としているもので、企業の資本以外にも、まだいろいろなものを持っています。ですから、そういうものを組織的に移転する方法を考えてもいいのではないかと思います。

すみません。雑談も長くなりました。私の本日の報告は以上です。

3. 質疑応答

司会者 ご清聴、ありがとうございました。今の吉田研究員の報告に、何かご質問はありますか。予定としては3時までですけれども、多少、オーバーしてもかまいません。何かご質問はありますか。

A 中国の国有企業が破産したというのは、どういう状態になっているのですか。

吉田 これは、ほんとうにとってもいい質問ですね。(笑) 実は、私自身もよくわかりません。日本だと、企業が破産してしまえば存在しなくなる。例えば、ある例ですが、第1工作機械、第2工作機械、第3工作機械という企業がありました。初めの段階で、この工作機械のそれぞれのいい部分だけを取って瀋陽工作機械がつくられました。これが、さらに株式会社化していく中で、ほかの優良企業を合併していったコングロマリット……、企業集団になっていきます。この中で第三工作機械が一番初めに倒産しました。倒産したのですから、この吸収された部分を除いて存在しなくなるはずなのです。ただ、1年たっても第3机床という看板は残っていました。再建されたという話も聞いていません。

まず、残ってしまう理由ですが、古い技術しか持っていない人、もしくは技術が全然ない人、それから退職した労働者、企業が所有していた病院とか床屋さんとか劇場とか、その他のサービス産業の部分、これは、当然、瀋陽工作機械には引き継がれません。さらに一番問題になるのが、退職した労働者です。退職した労働者には年金を出さなきゃいけません。市政府レベルでの年金の制度は、現在、整備されている最中です。まだ完全に、すべての市民をカバーしていません。ですから、企業が完全につぶれてしまうと、一時期の間かもしれませんが、ここにいた退職者に対して年金が一切出なくなります。そんなこともあって、何らかの形で残しているのではないかと思います。ただし具体的な存在形態が、どんな形で、どんな目的で残っているのかわかりません。

A 賃金はもらえるのですか。

吉田 第三工作機械の退職者について言えば、年金が出ないということで、大きなデモがありました。従って、本来は何らかのお金が支給されていたと思われます。このデモについてだけ、なぜデモ隊が解散したのか、理由がわかっています。すべての退職した労働者に対して、一律で90元の年金を払ったようです。

A その後は、原材料をおさめる人がいなくなるわけですか。

吉田 はい。

A じゃあ、機械だけあってもだめですね。

吉田 はい。

A 操業停止のことですかね。

吉田 恐らく操業は停止していると思います。煙突からは一切煙は出ていませんでしたし、機械が動いているような音とか、そういう気配は一切ありませんでしたから。

A 債務も踏み倒しということですか。

吉田 実は、そこも……。非常にいい質問です。いい部分だけ集めて瀋陽工作機械をつくった理由は、ここの第1工作機械、第2工作機械、第3工作機械が持っている債務を、破産させることによってチャラにすることだと思えます。いいところだけ残せば、瀋陽の工作機械という産業を守ることができますから。

A 債権者は追いかけていかないわけですか。

吉田 債権者も国有銀行が主力です。(笑) 追いかけられたりということはあるようです。ただ、基本的につぶしてしまう。つぶすことによって債権をチャラにするということです。

これは、先ほど申し上げませんでしたでしたが、この瀋陽工作機械というのは、市が管轄している国有企業です。つぶしてしまうと国有銀行が負債を背負い込むことになります。破産させないで、赤字操業すると、市政府が赤字の補填をしなければなりません。そのため、この企業を破産させるかどうかで、地方レベルでは地方政府と国有銀行の支店の間でネゴをするわけです。そこで意見が対立することがあると聞いています。

先ほどの統計で出てきましたように、遼寧省の企業破産が異常に高いという理由の背景として、なるべく早いうちにつぶしてしまつて負債をチャラにして、新しく工場を建て直したいという意向があったのかもしれませんが。黒龍江省は、さらに遼寧省に先駆けてそういう方法をとっていた。でも、それが逆に労働者のデモにつながって、それを抑え込み切れなくなってきたので、国有企業の破産を一時停止させるという状況が、もしかするとあったのかもしれませんが。以上です。

B 現地政府の希望である国有企業の技術改造が、今、難しい状況だとおっしゃいましたけれども、この部分についてもう少し具体的に教えていただきたいと思えます。また、技術改造という面については、JETROの日系企業の部品展示会で、ここ数年、

徐々に拡大していると思うのです。国有企業がどれだけ、日本でつくられている部品が製造できるかという展示会ですので、技術改造も徐々に進んでいると聞いています。また、今、おっしゃった国有企業の技術改造が非常に難しいという状況は、中国側の問題と日本側の問題と両方あると思うのですが、もう少し具体的に教えていただけませんかしょうか。

吉田 これも非常に難しい問題です。私自身、わからないところがたくさんあります。ただ、私のイメージを申し上げますと、まず中国側での問題は、技術改造をする予定の国有企業そのものが、今後、どう改造されていくかわからない。いつ取りつぶされたり、ほかの企業と合併していくか、幹部がいつ取りかえられるかわからないのです。

実は、今、申し上げた改革以外に、国有企業の幹部職員の試験による入れかえが行われています。昨年1年間だけで、東北3省で4,000人以上の国有企業の幹部が入れかえられました。計画体制の中で、国有企業の幹部をやっていた人たちは使いものにならないということで、試験で新しく登用された幹部がどんどん入っています。

ですから、国有企業そのものが、今後、どうなっていくのかわからないし、それを導入しようとしていた担当者が、どう変わっていくかわからない。交渉相手がどうなっていくかわからないという点が、日本側の悩みだと思うのです。

ただ技術改造については、問題は日本側にもあると思います。技術改造をするためには、何らかの持ち出しが日本側から発生するわけです。合併したり、技術改造契約を結んだり、何かを持ち込むわけです。中国に新たに合併企業を出したり、もしくは中国の企業と新たに合併契約をしたりする体力が、今の日本企業に残っているのかどうか。これが非常に問題です。日系企業の投資はどんどん冷え込んでいます。ですから、技術改造については、問題は日中半々です。相手側の問題と日本側の問題と両方あると思います。

次に、JETROの部品材料展ですが、これは非常に現地でも評判のいいものです。部品材料展というのは普通の見本市ではなくて、現地に進出した日系企業が、こんな部品が欲しいという部品を見本市で展示します。それを、集まった人たちが、例えば中国のA社なりB社なりがそれを見て、「これはうちでつくれるよ」と申し出る。「つくるときには幾らだよ」と交渉をしていくわけです。要するに、欲しいものをまず展示して、それをつくれるところを現地の企業から探す。結果として、現地の日系企業の部品の調

達率を上げていくというパターンになっております。強いて言えば、逆見本市ですね。私が聞く限り、評判は非常にいいです。

ただ、JETROに直接問い合わせると、例えば実際に成約件数がいくつあったのか、成約件数だけじゃなくて、実際に実行されたものがいくつあったのかという記録がありません。JETRO側の説明は、これは商売上の機密に関するものなので、ある日系企業がどこを系列化しようとしているのかは、その企業にとっては機密情報にかかわるので出してもらえないということでした。ですから、部品材料展は成功していると思うのですが、確信はありません。以上です。

C 基本的な問題で恐縮なのですが、それほど苦勞してまで、どうして国有企業を改革しなければいけないのかを、ちょっと整理してお教えいただけますか。

吉田 それも難しい問題ですね。まず1つ目は、国有企業が生産効率が悪いために赤字を大量に出している。その赤字がどこから補填されているのかが問題です。すべての国有企業が中央政府直轄か地方政府管轄になっています。従って中央または地方政府の財政から補填されています。これまで、各市政府、省政府にとって、国有企業というのは上がりをいただく側だったわけですが、最近は、お金を投入する側になってきている。要するに、地方政府にとってはお荷物になってきています。さらに、その負債額や赤字額がどんどん拡大している。このまま進んでいけば、地方自治体が破産しかねないような状況になっている。

それから2つ目は、つくったものが売れない。つくったものが売れないということは、要するに外資系企業がどんどん入ってくるわけですし、それから郷鎮企業などもどんどん起きています。そういう中で、競争が厳しくなっていく。国有企業の競争力がどんどん落ちていきます。落ちていきながらも、例えば労働者で考えるならば、3分の2が国有企業に属しています。ですから、落ちていくと生産力が悪化する。競争力が落ちると、当然、収入がないわけですから、労働者に賃金が払えなくなる。その労働者に払えなくなる賃金の規模が、都市部の労働者の3分の2ぐらいに匹敵する。要するに、これは社会治安に大きく影響しかねない。そんなところが問題なのではないでしょうか。いかがでしょうか、D先生、ほかにつけ足すことはないでしょうか。

D もう十分じゃないでしょうかね、それで。要するに、赤字だから赤字の企業を存続させておけないという、それだけの話でしょう。

E 細かい質問で恐縮なのですが、30 頁目に、企業破産に積極的な地域、消極的な地域というご説明がありまして、破産法から言うと、破産を申し立てるのは債権者あるいは企業自身ということにあります。そうすると、積極的であるか消極的であるかというのは、債権者あるいは企業自身ということになるかと思うのですが、ニュアンスからするとそうではなくて、省政府なり何なりの意向で積極的であるか消極的であるかというふうに考えられるようです。実際に破産を決定しているのは、その法律の運用ではなくて、省政府の意向で破産しなさい、するのはよしなさいというのが、実態としては行われているということでしょうか。

吉田 おっしゃるとおりだと思います。日本の破産と中国の破産はちょっと違います。中国の破産というのは、計画倒産ではないのですが、計画的な倒産です。さらに申し上げますと、まだ希望のある会社、もしくは影響力の大きい会社については破産をさせるけれども、どうでもいい会社は破産すらできないというのがこれまでの通例のようです。

企業が破産するためには、負債に対する引当金が必要です。さらに、企業を破産させた後で、破産した企業に勤めていた労働者の再訓練手当や各種保障金を払わないといけません。従って、破産したいと思う企業は、現状ではさらに銀行から融資を受けなければ破産できない状況にあります。ただ、それは 100%非生産的な貸付ですから、銀行は、当然、したくないわけです。

ですから、各都市あたりに、その破産引当金をどのくらい使えるのかという枠が決まっています。先ほど申し上げましたモデル都市……、資本構成適正化モデル都市ですが、そのモデル都市では、優先的に企業破産ができます。ただ、これについても市の幹部が毎度会議を開いて、この企業については破産をさせる、この企業に関しては破産させないと決めているそうです。その辺の実態については、NHKが3年前に撮ったドキュメンタリーで非常によく撮られていました。そのドキュメンタリーというのは、瀋陽の中小企業が、もうどうにも立ち行かないので破産申請するため、市政府のいろいろな部署を回るのですが、結局、破産すらできないという状況を非常によく撮っていました。それが現状だと思います。破産引当金の枠の問題で、すべての企業を破産させることができない。そのため、行政の裁量権が大きくなるということなのです。

もう1つ言えば、社会保障制度がまだ完全に整備されていませんから、破産することによって、放り出される労働者に対して、ある程度の保障をしないとイケない。ただし、

その保障金すらないために、新たにその保障金を調達できる企業のみが破産している。そんなところが問題になっていて、法律がそのまま市場経済で適用されるような形で破産が起きていないというのが現状だと思います。

E そうしますと、積極的な地域というのは破産引当金がそれだけ集まっているということですか。

吉田 そのとおりです。これは仮説ですが、中央政府が、この地域は積極的に破産させてもいい、言い方を変えれば、この地域は積極的に企業破産をさせて、経済構造を調整していこうと思っている地域だと考えられます。

F 最後のほうで、吉田様のお話の中で、やれるもので効果のあるものを、片っ端から実行するという趣旨のお話がありました。非常に積極的であるということですが、どのようなポジションの人が、どのような判断基準で、どのように決定しているのでしょうか。

吉田 32 頁の「職員労働者の困難解決事務室」の例でお話ししたいと思います。瀋陽市の例です。形式上は市長、それから各部局の局長、それから副局長を代表者とする指導グループがつくられていまして、そこで政策が決定されるようになっています。ただ、これは形式的な問題でして、実際には、瀋陽市の場合には、市の共産党委員会の中に共産党、それから労働組合、市の財政部などから派遣された専従の職員が7名いました。この7名、非常に若い方なのですが、実質的なトップが、労働組合から派遣された35歳ぐらいの女性だったと思います。彼女が、実際に決めていたようです。

D それに関連するコメントなのですが、破産法をつくった人物はソウ・シゲンという人ですね。彼は、今、北京でコンサルタント会社をつくっていて、あちこちに呼ばれていって破産の仕方を教えているわけです。例えば武漢に行って教えたり、あるいは東北では瀋陽はもちろん行っています。迎えているのは、今、おっしゃったように市の行政当局で、その問題を担当しているようなセクションという例が多いですね。

あと、今度は逆にそういう企業の側からも頼まれるわけですね。破産した企業を買収するとか、売るなんていう形もあります。

基本的には、今、失業対策が一つの大きな問題だから、それは雇用情勢ということで、その地域の労働当局がよく考えなければいけないということが1つあります。もう1つはお金の話で、不良債権をどう処理するのか、それから吉田さんがおっしゃった引当金

というのは、失業対策のほうからの話でしょうけれども、それだけではなくて、偽装破産をさせて儲けるとか、いろいろなこともあるみたいです。とどのつまりは、不良債権をどういうふうに処理して新しい会社へどう引き継ぐのかという、その国有資産の評価、査定の問題などが、やっぱり絡んできているんだろうと思うのです。

F 中国では、破産一つにしても、中央政府の考えに基づいて、どの地域とかそういう決定がなされている中で、こういう非常に逼迫した状況になると現実路線を選ばなければいけないということになって、こういう若い決定権というか、実質的にそういう判断を許されるという状況が生まれてきたんでしょうか。もともと、わりと現場主義だったのでしょうか。

吉田 労働問題については、もしくは生活保障の問題については、かなり現場主義をとっていると思います。ただ、今、D先生がおっしゃったように、企業破産については現場主義はとりません。当然のことながら、中央政府は国有銀行の負債を減らしたいわけですね。ですから、そう簡単に企業破産をさせるわけにはいきません。

ただ、市政府、省政府の側から言いますと、日々、自分たちが勤めている政府のビル前でデモがあるわけです。そこのデモに参加する人たちというのは、自分のよく知っているような人たちなんですね。だから、ほんとうに彼らが食えないというのは、よく知っているのです。日本のデモと言っちゃいけないのかもしれませんが、日本でも、以前、例えば公害問題が起きたときのデモであれば、ほんとうに死ぬ、死なないの問題で必死にやっていたデモがたくさんあると思うのです。そんなデモと非常によく似ているのです。地方政府の人たちは、そういうデモの人たちの間をくぐって、毎日毎日出勤するわけです。ですから、そういう人たちは、どうにか地方に有利な政策をとりたい…、よく解釈するとですが、なるべく地方に有利な政策をとりたい。それで中央とぶつかります。

ですから、企業破産については地方にもある程度決定に参加する権限はありますが、これはやはり中央とのネゴになります。ですから部署、それから内容によって、決定できる実権者がどこにいるのかは、かなり変わってくると思います。

ただ、もう1つ申し上げられることは、中国の地方政府のリーダー、それから各部署のリーダーは非常に若くなっています。私、領事館の職員でいろいろな式典に行きました。そうすると局長クラスが並ぶわけですが、局長はほとんど私と同じ年、30代後半

から 40 才代です。私より若い人たちもたくさんいます。市長でも、40 代の市長が遼寧省でもざらですね。ですから、かなり若い人たちに入れかえをしながら現状に対応しようとしていると思います。そういう人たちが、労働問題や社会保障問題についてはかなり即断で、新しい制度を整備しているというのが私のイメージです。よろしいでしょうか。

F ありがとうございます。

G 先ほどの質問との関連で、破産した工場、例えばその建物と設備をそのままほっておくにはいけないわけですが、吉田さんが知っている限り、例えば破産した工場の建物と設備を、地方政府がどのような形で管理して、あるいは処分していくかを、もし御存じでしたら教えていただきたいのですが。

吉田 そのGさんの質問については、是非私も知りたいところですね。ただ、私、現地の総領事館のスタッフだったということもあるのかもしれませんが、ほとんど国有企業に対するヒアリングができない状態でした。現地の機関に対してヒアリングをするときには、省政府、市政府の外事弁公室にお伺いを立てなければいけないのですね。まず、そこで却下されてしまう。でも、相手がいいよと言っている場合はいけるときもあります。ただし、相手が来てもいいよというような企業は、大体条件のいい企業なのです。(笑) ですから、もうほんとうに破産して機械があるのかないのか、もしくは破産寸前だということほとんど見られません。

ただ3年前に撮られたNHKのドキュメンタリーが非常によく撮れていたというのは、その過程を撮っていたのですね。瀋陽の中小企業だったのですが、破産をしたいと市政府に最後に泣きつきに行くときに、その工場の状態がどうなっていたのかというと、機械は一切ありませんでした。暖房用の石炭すらどんどん小口の債権者に持っていかれてしまった。ぼろぼろの建物しか残ってない。そんな状態でも、市政府は破産は認めない。でも、機械も何もなくて、暖房用の石炭すらないのに、私たちはここで何をやらたいのか。その葛藤の日々をNHKは撮っていたのですね。よく撮れていたがためにそれが日本で評判になりまして、さらに瀋陽でも評判になりました。東北3省はああいうところばかりじゃないのだよということで、しばらくの間は、NHKの方はお断りと。(笑) さらに、NHKじゃなくて日本人も、そういうところを見たいというとお断りと。ここじゃなくて、こっちにもっといいところがあるから、こっちを見に行つてというような

状況でした。ですから、申しわけありませんが、私自身は見たことはありません。

G 実は、私がこの質問をしましたのは、先ほどD先生からもお話がありましたように、この国有企業の改革として、国の政策として、失業した人をどのような形で再訓練をして再就職をさせていくか。あるいは、ある程度、国が再訓練したり就職を斡旋するということとともに、違う産業、例えば第3次産業への転換ですね。それを積極的に政策的に転換して、そこから需要を政策誘導的に増やすことは、一つ、労働問題としてとらえることができるのです。

もう1つは、なぜ国有企業の改革が、なかなか進まないかという問題です。やはり注目は、社会保障問題が非常に関連していると思うのです。具体的に言えば、ナショナル・ミニマムがまだ整備されていないことですね。先ほどのご紹介の中に、都市部の最低生活保障制度が出てきました。これは、95年から実施されていて、恐らくテストケースだろうと思うのですが、この2番目の問題は、つまり1つの地方政府で解決できる問題ではなくて、むしろ中国全体の社会保障問題としてどう取り組むかがポイントとなっています。

3番目は、国有資産をどう評価するかですね。なぜ資産を評価しないといけないかといいますと、公共の設備と建物、あるいは土地、それをどう有効的に再開発というか、再利用するかを考える際には、その中に、国有資産の評価というものがないとできないわけです。

この3つのポイントを、ある意味ではセットとして考えるということになりますと、これはまさしく政治問題なのですね。私はかつて医学を学び、今、少し政治学を勉強しておりますが、医学問題は医療政策問題と考えられます。この国有企業改革の問題も、ただ経済的な問題だけではなくて、むしろ政治問題であるという意味で、これからどう考えるかというところを、もし吉田さんの考え方がおありでしたら教えていただきたいのですが。

吉田 今のご指摘、全部、そのとおりだと思います。とても大切なご指摘だったと思います。私自身も、一番初めに申し上げましたように、まず国有企業問題を考えるときに、2つのポイントについて考え方を変えていく必要があると思っています。まず1つは、国有企業改革というのは、単なる企業に対する改革だけではなくて、都市の制度そのものに対する改革であると、そういう広がりを持ちつつあると思うのです。

さらにもう1つは、国有企業改革は、ほかの金融改革や行政改革などと違って、地域性が非常に強く出る改革だと思います。南のほうはあまり問題がなくても、北のほうで大きな問題が出る。西のほうの問題と東のほうの問題とは、産業の構成そのものが変わってくれば、対応の仕方そのものも変えていかないといけない。全国一律で、平均では説明できない改革ではないかと思うのです。

したがって、結果として何が言えるのかというと、もう一度、例えばいくつかのサンプルの地域を選んで、そこで国有企業改革と、その補完的な改革がどう行われているのかというのをとらえ直す必要があるのではないかと。そうしないと、今後、日系企業の進出とか、それから日本のODAを使った国有企業改革支援が仮にあるとすれば、地域によっては、かなり誤った方向になる場合もあるのではないかと、そんな気がしています。

G ありがとうございます。

司会者 今の問題に関連しまして、ちょっとつけ加えさせていただきます。中国の国有企業の倒産は、基本的には2つの条件に制約されています。1つは、皆さんがおっしゃったように、要するに国有企業の従業員の生活のこと。もう1つは、中国は、基本的には毎年どのぐらいの企業が倒産することができるか、その枠が決っています。この枠は、要するに現行の不良債権を回収できない、そういう債権は引当金で補うわけですが、その引当金の枠は毎年300億元設けられています。毎年300億元ぐらいの赤字はOKということですね。しかし、今、現行の不良債権は、国有銀行だけでも約1兆円で、その中の80%以上が、国有企業に対する債権となっています。

そうすると、これだけでも、膨らまなくても30年間かかります。毎年300億、300億とやっても30年間かかるのです。これは、とてもできないです。しかも灰色の部分、わからない部分がまだまだたくさんあります。正確な不良債権はどのぐらいかわからない。だから、毎年処理できるのは300億元しかないのです。

今は国有企業からは地方政府にはほとんど収益はありません。つまり、地方政府は1日も早く負担をおろしたい。しかし、制約されています。だから、計画的な倒産が行われているわけです。

もう1つ、国有企業の設備はほとんどが利用できない状態です。ただの鉄のくずだと私は思います。(笑)そして、中国の国有企業は、計画経済の時代では減価償却という制度がありましたけれども、そういう償却権は、全部中央政府に吸い上げられてしまっ

たのです。建物を見ても、もう古くてぼろぼろで使えない。残りは、土地だけはまだ使えます。しかし、この土地を買ってくれる相手がいなければ何も価値がありません。この点では、景気がよければどんどん買ってくれますけれども、しかし、現在のように、景気がよくないときには、だれも買ってくれません。評価もなかなか難しいです。

もうそろそろ時間ですが、これから 30 分のティータイムを設けていますので、どうぞご利用ください。

事務局 事務局からですが、9月2日に、今、司会をやっていただいた童先生に、「私の目から見た日本経済」ということでお話しいただきます。童先生は、日本と中国の金融政策を比較されて、今、不良債権のお話も出ましたけど、中国の今後の金融政策を変えていただくような大事な研究をさせていただいております。

今、童先生からもお話がありましたけれども、もしお時間があれば懇親会にご出席ください。

それから、うちの財団でつくっております資料がありますので、もしご興味がある方はぜひお持ちください。どうもありがとうございました。

[文責事務局]

第 2 部 卷末資料

国有企業改革の現状と課題

— 東北3省の企業破産の動向と社会に与える影響 —

Ⅰ、レジュメ本文

- 1、企業破産の動向・・・・・・・・・・・・・29頁
- 2、地方政府の失業・最低生活保障対策・・・・・・・・・・・・・30頁

Ⅱ、図表

- 図1、企業破産上位10省（1995～96年）・・・・・・・・・・・・・33頁
- 表1、破産立案件数（89～96年）・・・・・・・・・・・・・34頁
- 表2、省別企業破産数（89～96年）・・・・・・・・・・・・・35頁
- 表3、地域別企業破産数（89～96年）・・・・・・・・・・・・・36頁
- 表4、東北3省の労働関係指標（1997年）・・・・・・・・・・・・・37頁

Ⅲ、写真集

- 1、瀋陽市再就職センター・・・・・・・・・・・・・38頁
- 2、瀋陽市の臨時工市場・・・・・・・・・・・・・38頁
- 3、瀋陽市の職業紹介所・・・・・・・・・・・・・39頁

別添参考資料

- 別添資料1、「東北3省の国有企業改革の現状」・・・・・・・・・・・・・40頁
- 別添資料2、「補論：中国における企業破産」・・・・・・・・・・・・・62頁

＜報告のポイント＞

1、主要テーマ

国有企業改革の地域的傾向とその住民に対する影響を、東北3省（遼寧省・吉林省・黒龍江省）を事例に概観する。

2、報告内容

(1) 国有企業改革、特に企業破産にどのような地域的傾向があるか。

→企業破産の全国的経緯と省別動向から考える。

(2) 地方政府は失業者などにどのように対応しているか。

→地方政府の失業者・一時帰休者に対する再就職、および生活保障の実施内容から考える。

1、企業破産の動向

(1) 国有企業改革の政策分類

一般的に、国有企業改革の基幹となる政策は、企業自身の改革である(1)現代企業制度改革であり、その一部として(2)株式会社制度の導入や、(3)企業集団の形成、(4)中小企業改革が実施されている。また、これを実現する上で社会環境を整備するための補完的政策として、(5)資本構成適正化モデル都市(優化資本結構試点城市)に限定した実験や、(6)国有資産管理制度の改革、(7)再就職プロジェクト、(8)社会保険および最低生活保障制度の改革が実施されている。

(2) 企業破産の全国的動向

経済参考報(1997年1月28日)によると、89年から96年までの企業破産総件数は11,627件であった(「表1、破産立案件数」を参照)。89年から91年まで「中華人民共和国企業破産法(試行)」は、事実上極めて限られたケースにのみ実験的に適用されており、89年は98件、90年は32件、91年は117件のみであった。しかし、「全人民所有制工業企業経営メカニズム転換条例」が公布された92年には428件(対前年比265%増)、「中華人民共和国公司法」が実施された94年には1625件(同128%増)と急増し始め、96年は6232件(同161%増)もの破産があり、この年だけで全期間中の半数以上を占めている。

(3) 企業破産の地域別動向

1) 省別の動向

1995年～96年(2年間)の総破産件数は8617件であり、内訳は第1位が山東省の1210件、第2位が黒龍江省の1145件、以下第3位河北省1024件、第4位湖南省832件、第5位遼寧省646件であった。上位5位までで、全体の56.3%を占めており、企業破産を政策的に特定の省に集中させている。95年～96年の絶対数と増加率の双方を考慮すると、遼寧省・湖南省・河北省・吉林省・江蘇省等で急速に企業破産が促進されている。

（「表2、省別破産企業数（95年～96年）」を参照）。

2) 企業破産に積極的な地域

環渤海地域（遼寧省・河北省・山東省・北京市・天津市の3省2市）が全体の34.4%、東北地域（黒龍江省・吉林省・遼寧省の3省）が同26.4%と集中傾向にあり、この両地域だけで全体の53.3%と過半数を超えている。この他、中部地域（黒龍江省・吉林省・内モンゴル自治区・山西省・河南省・安徽省・湖北省・湖南省・江西省の9省（自治区））にも、全体の46.9%が集中している。従って、総体的には中部地域と山東省以北の東部（沿岸）地域に、企業破産が集中しているといえる（「表3、地域別企業破産数（95年～96年）」参照）。

3) 企業破産に消極的な地域

企業破産に消極的な地域としては、直轄市（北京市・天津市・上海市の3市：全体の2.4%）と、少数民族自治区（内モンゴル自治区・新疆ウイグル自治区・広西チワン族自治区・寧夏回族自治区・チベット自治区の5自治区：同4.4%）をあげることができる（内モンゴル自治区を除く）。全体的には、直轄市・少数民族自治区等、何れも政情不安が一旦発生すると收拾が困難か、内外に対する影響が強い地域では、政策的に企業破産が抑制されている。

4) 東北3省の状況

95年から96年にかけて、東北3省の企業破産件数は、黒龍江省1145件（第2位）、遼寧省646件（全国順位第5位）、吉林省488件（第7位）と、3省共に非常に多く、全国のトップレベルにある。この内、特に遼寧省は、96年の対前年比増加率が1268%（第1位）と激増しており、全国的にみても異常な増加率を示している。また、黒龍江省は企業破産件数が同9.8%と減少しているが、破産件数が減少している省は、同省と新疆ウイグル自治区のみであり、不自然な変化となっている。

2、地方政府の失業・最低生活保障対策；

(1) 失業・一時帰休者の動向

97年の登記失業率でみるかぎり、全国平均が3.1%であるのに対して、遼寧省が3.7%と若干高いが、吉林省は2.7%・黒龍江省も2.8%と平均を下回り、3省共に高水準にはない。

しかし、遅配・賃金不払い労働者や一時帰休労働者など再就職が必要な労働者数が、3省共に全職員労働者の10%以上存在している。さらに、現在稼働している国有企業も30%前後の余剰労働力を内包しているといわれ、また遼寧省では月収150元（約2700円）以下の不完全就業者が同30%近く存在しており、労働環境は非常に厳しい状況にある。

そのため労働力の流動化率は高く、97年の都市職員労働者数の減少率は、全国平均が0.5%減であるのに対し、遼寧省2.9%減・吉林省1.8%減・黒龍江省1.4%減と、全国平均の3～6倍に達している。また、各省の再就職者数の全国シェアは、遼寧省8.1%・吉林省5.9%・黒龍江省14.7%に達

し、3省で全国シェアの28.8%に及んでいる（「表4、東北3省の労働関係指標（1997年）」を参照）。

以上の状況に対して東北3省の各地方政府は、失業者の増大や企業内余剰労働力の解雇に対応するため、94年以降「再就職プロジェクト」を実施し、省ごとに1000カ所以上の職業紹介所を設立している。また生活困窮者の保障では、最低生活保障制度を実施しており、例えば95年以降遼寧省では各行政レベルで「職員労働者の困難解決事務室」を開設するなど、積極的な救済活動により、共に一定の効果を上げ始めている。

(2) 「再就業工程（再就職プロジェクト）」

1) 活動内容

主な活動としては、1) 再就職者を雇用した企業に対する税金の減免措置や銀行借款などによる優遇政策、2) 職業紹介所の開設、3) 再就職者のための職業訓練の実施、4) 再就職希望者の創業資金の無利子貸し付け、5) 生活困難な貧困世帯に対する救済資金の支給などを行っている。

2) 組織（写真①～⑨参照）

一般的には市政府内に、市長を組長とし市委・工会・工商・財政・労働・公安などをメンバーとする就業工作領導小組を設立し主要な政策を決定している。また同小組と同様な組織は、区・県レベルにも設立され、街道委員会や居民委員会にも事務局が作られており、縦（上級機関から下級機関へ）横（同じ行政レベルにおける各部局間）で協調して活動できる体制となっている。

3) 課題

同プログラムの主な問題点としては、労働市場の需給や同プログラムの実施規模の問題から、再就職する者より発生する方が多いため、失業者・半失業者が累積拡大している点にある。また制度的問題としては、各資金源からの拠出が不安定でありプロジェクト経費が不足している点があげられる。労働者自身の問題としては、観念が保守的すぎ第3次産業への転職を拒んだり、技能が古く単一的であるため、転職が困難な者が多い点があげられる。

4) 遼寧省の実績

1997年9月現在、全14市中、阜新市・葫蘆島市を除く12市に、再就業工程弁公室が組織され、再就職プログラムが実施されている。さらに8つの実験都市の内、營口市を除く7市で再就業服務中心（再就職サービスセンター）が設立され、企業ベースでも採炭業などの約30社で再就業服務中心が設立されている。1997年現在、全省での職業紹介所は、対前年比6.8%減少し1329カ所、登録人数は同23%減少し92.3万人・同、再就職者数は同9.6%減少し39.3万人であった。これは94年以降、この4年間の総数114万人の34%にあたる。97年は、再就職者が最も多い1年であった。しかし97年6月現在、なお110万人以上の失業および一時帰休者が存在しており、これは全省の職員労働者の11%に当たり、依然厳しい状況にある。

(3) 最低生活保障制度の実施

1) 概況

最低生活保障制度は、失業保険など社会保険制度でカバーできない特別貧困家庭や生活困窮労働者などの救済のために実施されている。通常、地方政府レベルで、民政局を中心として工会・財政局・労働局・統計局・社会保険公司などをメンバーとする最低保障制度工作指導グループが設立されており、目標設定・管理事務・調査研究などを行っている。また遼寧省では、特に都市部労働者の生活困窮世帯に対する救済活動を、「職員労働者の困難解決事務室（職工解決困難弁公室）」が行っているケースが多い。

2) 遼寧省の実績

丹東市を除く13市で解決困難弁公室などの救済機構が設立され、さらに区・県・企業レベルでも同種の機構の設立が相次いでいる。97年現在、全省で社会保障の対象となる者は14.3万人で、13市の平均最低保障基準額は129.6元（1人/1ヵ月）であった。

3) 「職員労働者の困難解決事務室」

活動内容は、a)生活費の支援、b)優遇政策、c)自立支援、d)社会的互助システムの確立の4つに分類できる。

「瀋陽市解決困難弁公室」を例にとると、a)生活費の支援では、基金から1人当たり120元（月額）を支出している他、重要な祝祭日（旧正月等）には、「送温暖工程（暖かさを届けるプロジェクト）」等と共に、一時金を支出している。b)優遇政策では、「特困証」の提示により、家賃・公共料金や税金の減免、穀物の割引など、多くの優遇措置が受けられるようになっている。c)自立支援では、対象者の自立・創業を促進するため、1)所得税の免除、2)工商管理費の免除、3)都市管理費の免除など税金の減免措置が作られている。d)社会的互助システムでは、ボランティアの「联系特困制度（特別貧困者との連携制度）」が設立されている。これは市および区・县政府の幹部と特別貧困者の各1名ずつを組にし、2年間就職斡旋・生活相談など個別に支援をする制度であり、現在全市で14,000組存在する

表1、破産立案件数（89年～96年）

年度	89年	90年	91年	92年	93年	94年	95年	96年	総件数
破産立案件数	98件	32件	117件	428件	710件	1,625件	2,385件	6,232件	11,627件
増加率		-67.3%	265.6%	265.8%	65.9%	128.9%	46.8%	161.3%	

注1：増加率と総件数は、筆者が新たに加えた。

資料：「経済参考報」1997年1月28日。

表2、省別企業破産数（95年～96年）

地域名	2年間合計	順位	95年破産数	全国比	96年破産数	全国比	増加率	順位
山東省	1,210	1位	435	18.2%	775	12.4%	78.2%	21
黒龍江省	1,145	2位	602	25.2%	543	8.7%	-9.8%	27位
河北省	1,024	3位	186	7.8%	838	13.4%	350.5%	7位
湖南省	832	4位	117	4.9%	715	11.5%	511.1%	3位
遼寧省	646	5位	44	1.8%	602	9.7%	1268.2%	1位
江蘇省	593	6位	149	6.2%	444	7.1%	198.0%	11位
吉林省	488	7位	111	4.7%	377	6.0%	239.6%	10位
河南省	357	8位	112	4.7%	245	3.9%	118.8%	13位
山西省	353	9位	55	2.3%	298	4.8%	441.8%	6位
安徽省	287	10位	44	1.8%	243	3.9%	452.3%	5位
内モンゴル自治区	281	11位	41	1.7%	240	3.9%	485.4%	4位
四川省	254	12位	101	4.2%	153	2.5%	51.5%	25位
湖北省	216	13位	85	3.6%	131	2.1%	54.1%	24位
浙江省	198	14位	54	2.3%	144	2.3%	166.7%	12位
上海市	120	15位	39	1.6%	81	1.3%	107.7%	15位
福建省	107	16位	46	1.9%	61	1.0%	32.6%	26位
江西省	81	17位	18	0.8%	63	1.0%	250.0%	9位
天津市	70	18位	23	1.0%	47	0.8%	104.3%	16位
甘肅省	63	19位	23	1.0%	40	0.6%	73.9%	22位
陝西省	59	20位	19	0.8%	40	0.6%	110.5%	14位
新疆ウイグル自治区	49	21位	26	1.1%	23	0.4%	-11.5%	28位
広東省	49	22位	19	0.8%	30	0.5%	57.9%	23位
広西チワン族自治区	42	23位	15	0.6%	27	0.4%	80.0%	20位
雲南省	31	24位	6	0.3%	25	0.4%	316.7%	8位
貴州省	29	25位	10	0.4%	19	0.3%	90.0%	19位
北京市	13	26位	1	0.0%	12	0.2%	1100.0%	2位
寧夏回族自治区	9	27位	3	0.1%	6	0.1%	100.0%	17位
海南省	8	28位	0	0.0%	8	0.1%	—	—
青海省	3	29位	1	0.0%	2	0.0%	100.0%	17位
チベット自治区	0	30位	0	0.0%	0	0.0%	—	—

1、注釈：

注1、95年と96年の全国比は、新たに筆者が加えた。

2、出所：「経済参考報」1997年1月28日。

表3、地域別企業破産数（95年～96年）

地域名	2年間合計	全国比	95年破産数	全国比	96年破産数	全国比	増加率
(1) 東北地区	2,279	26.4%	757	31.7%	1,522	24.4%	101.1%
(2) 環渤海地域	2,963	34.4%	689	28.9%	2,274	36.5%	230.0%
(3) 東北+環渤海地域	4,596	53.3%	1,402	58.8%	3,194	51.3%	127.8%
(4) 中部地域	4,040	46.9%	1,185	49.7%	2,855	45.8%	140.9%
(5) 少数民族自治区	381	4.4%	85	3.6%	296	4.7%	248.2%
(6) 直轄市	203	2.4%	63	2.6%	140	2.2%	122.2%
中国総計	8,617	100.0%	2,385	100.0%	6,232	100.0%	161.3%

1、注釈：

注1：地域名称

- (1) 東北地区は、1) 黒龍江省・2) 吉林省・3) 遼寧省の3省。
- (2) 環渤海地域は、1) 遼寧省・2) 河北省・3) 山東省・4) 北京市・5) 天津市の3省2市。
- (3) 東北+環渤海地域は、1) 黒龍江省・2) 吉林省・3) 遼寧省・4) 河北省・5) 山東省・6) 北京市・7) 天津市の5省2市。
- (4) 中部地域は、1) 黒龍江省・2) 吉林省・3) 内モンゴル自治区・4) 山西省・5) 河南省・6) 安徽省・7) 湖北省・8) 湖南省・9) 江西省の9省（自治区）。
- (5) 少数民族自治区は、1) 内モンゴル自治区・2) 新疆ウイグル自治区・3) 広西チワン族自治区・4) 寧夏回族自治区・5) チベット自治区の5自治区。
- (6) 直轄市は、1) 北京市・2) 天津市・3) 上海市の3市。

2、出所：「経済参考報」1997年1月28日。

表4、東北3省の労働関係指標（1997年）

	遼寧省		吉林省		黒龍江省		全国平均 (97年)	
	人数	増加率	人数	増加率	人数	増加率	人数	増加率
1、総人口（単位：万人、注1）	4,138.0	5.4%	2,627.8	6.8%	3,751.0	6.8%	123,626.0	10.6%
2、就業人口数（単位：万人、注2）	2,017.6		1,219.4		1,657.4	6.4%	69,600.0	1.0%
3、都市職員労働者数（単位：万人、注3）	968.2	-2.9%	503.9	-1.8%	802.4	-1.4%	14,760.0	-0.5%
4、都市登録失業率（単位：%）	3.7%	0.1%	2.7%	0.4%	2.8%	0.3%	3.1%	0.1%
5、再就職者数（単位：万人、）	39.3	(8.1%)	28.4	(5.9%)	71.0	(14.7%)	480.0	
(増加率の欄は対全国比率)								

1、注釈：

注1：：増加率の欄は、自然増加率。

注2：「就業人口数」は「従業人員」の訳。これは都市部と農村部において、社会的労働により報酬を得た全ての労働者を指す。

注3：「都市職員労働者数」は「職工総数」の訳。これは農村部の全ての労働者と、都市部の私営企業従業員と個人営業者を除く給与所得者数。

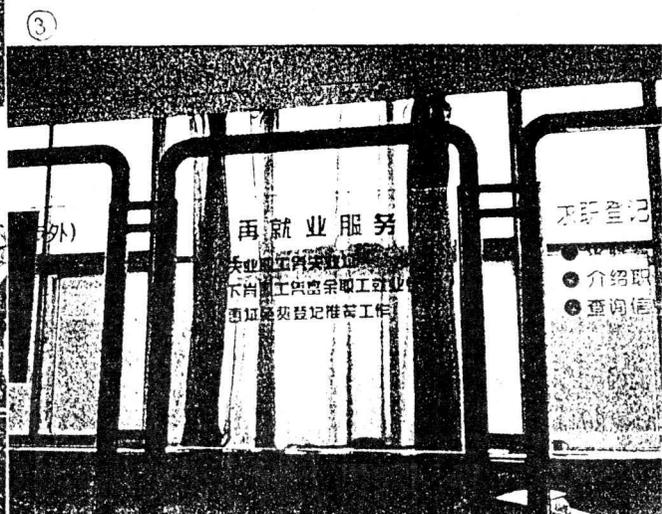
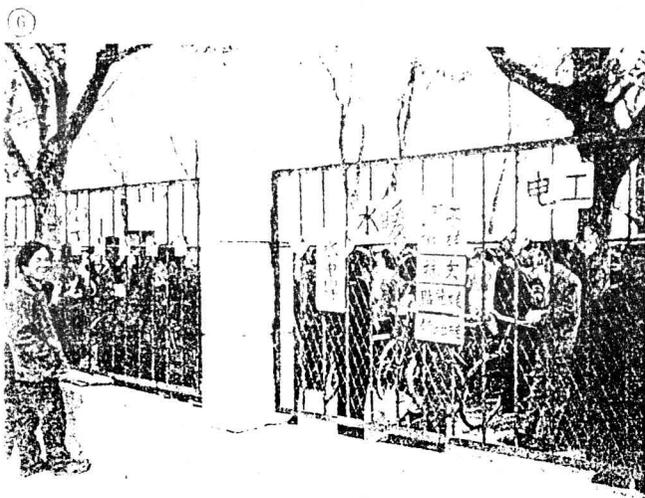
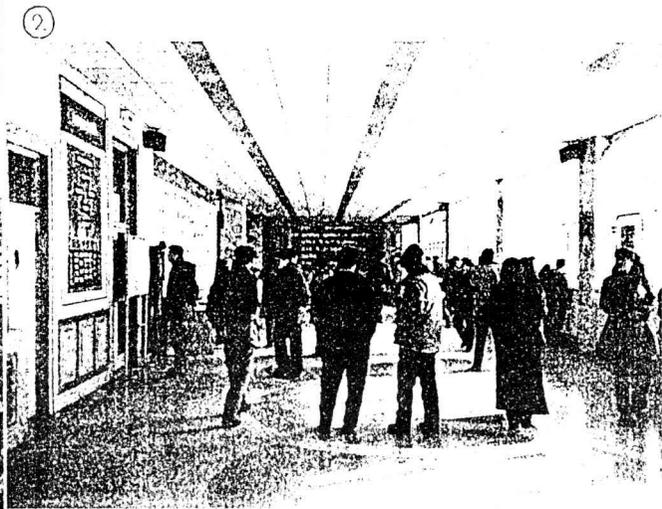
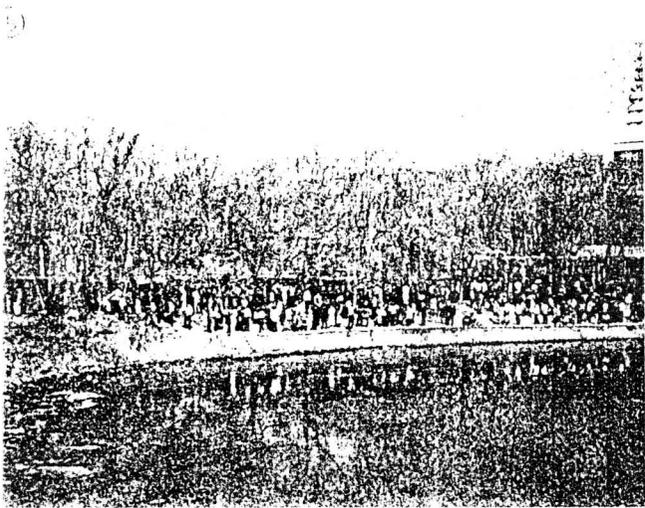
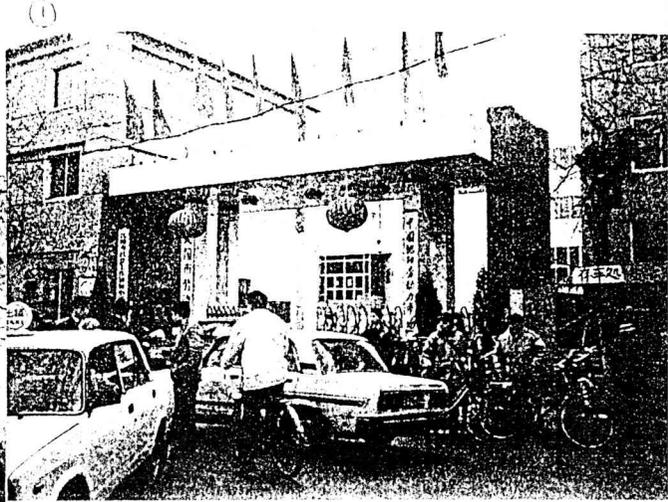
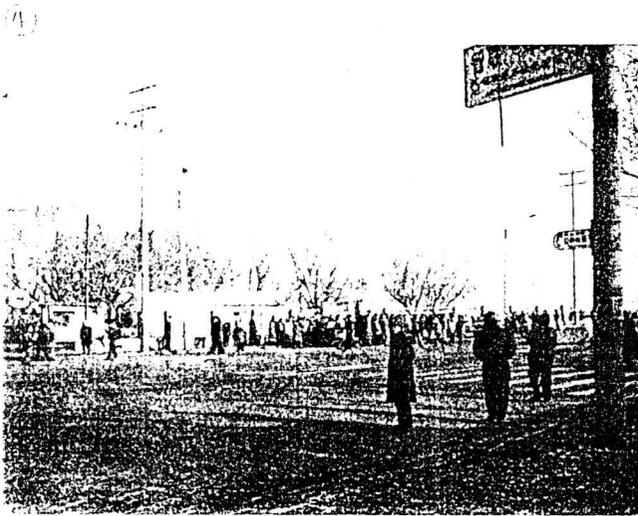
2、資料：

(1) 全国平均は、国家統計局「国家統計局関于1997年国民経済和社会発展統計公報」1998年3月4日。

(2) 遼寧省の数値は、遼寧省統計局「1997年遼寧省国民経済和社会発展統計公報」『遼寧日報』1998年2月28日。

(3) 吉林省の数値は、吉林省統計局「吉林省関于1997年国民経済和社会發展的統計公報」『吉林日報』1998年3月2日。

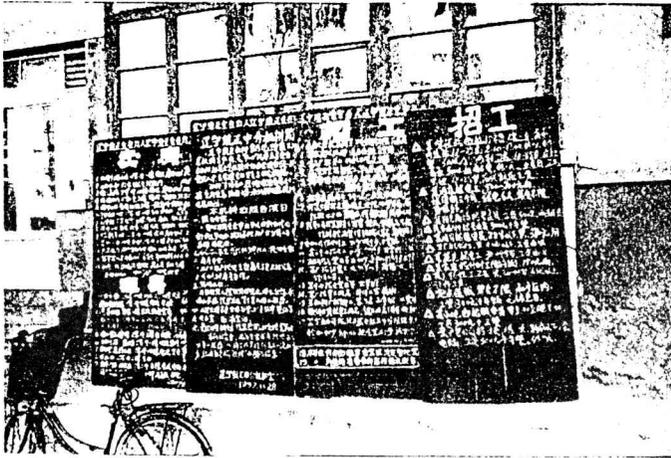
(4) 黒龍江省の数値は、黒龍江省統計局「1997年黒龍江省国民経済和社会発展統計公報」



7



8



9



東北3省の国有企業改革の現状

国際研究奨学財団
吉田 均 (研究員)

1997年9月の中国共産党第15回全国代表大会以降、国有企業改革は内外ともに非常にホットな問題となりつつある。この大会では、国有企業の株式会社化と合弁・倒産・売却を促進させるなど、これまで以上に思いきった方法を全面的に導入することが宣言され、国有企業改革はいよいよ本格的かつ全面的な実施段階になったとの観がある。しかし、これは筆者の勉強不足かもしれないが、国有企業改革は、色々な対象に対して、多種多様なアプローチがなされており、全体像をつかむことは非常に難しい。さらに、地方レベルの実施状況や地域間の比較は、省政府があまり現状を発表せず、かつ発表の時期や内容が異なるため対照が困難であり、中国国内でもこの種の研究は非常に少ない。このような状況が国有企業の全体的把握を妨げていると思われる。

そこで、ここでは実験的に、国有企業改革と呼ばれる一連の改革を、主要な政策項目別に分け、省レベルでの進展状況を比較することを試みた。その手がかりになる資料として、近年になって各省の社会科学院が公表し始めた省レベルの経済社会に関する年度報告書と、筆者の現地でのヒヤリング内容を中心に、個々に資料内容に差はあっても、遼寧省・吉林省・黒龍江省の3省ごとに分類し、ポイントをまとめることで、初歩的な比較対象が可能となるよう心がけた。

一般的に、国有企業改革の基幹となる政策は、企業自身の改革である(1)現代企業制度改革であり、その一部として(2)株式会社制度の導入や、(3)企業集団の形成、(4)中小企業改革が実施されている。また、これを実現する上で社会環境を整備するための補完的政策として、(5)資本構成適正化モデル都市(優化資本結構試点城市)に限定した実験や、(6)国有資産管理制度の改革、(7)再就職プロジェクト、(8)社会保険および最低生活保障制度の改革が実施されている。従ってここでは、まず項目順に全国レベルでの改革内容を確認し、次いで省別の改革の進展状況を記述していく。なおデータは、できる限り1997年のものを採すよう心がけたが、ない場合は過去の状況を記述するに留めた。

1) 現代企業制度改革

現代企業制度とは、資本主義における近代的会社企業制度のことであり、その目標は、a) 国家の国有資産所有権と企業の法人財産権の区別、b) 企業の有限責任制と自主経営および損益自己負担、c) 出資者の所有者権益と有限責任、d) 企業の市場競争と政府の企業経営への不介入、e) 科学的な企業指導制度と組織

管理制度の確立を目指している点にある。企業形態としては、国有企業を主に、一般有限会社（以下、有限会社と省略）・国有有限独資会社（以下、国有独資会社と省略）・株式有限会社（以下、株式会社と省略）に転換することを指す。

94年11月の「全国現代企業制度テスト工作会議」に基づき、国家レベルの指定企業が100社、省直轄市レベルの指定企業が1300社、地区・市レベルの指定企業が約800社、計約2200社が現代企業制度の実験指定企業となり、主に以下の方針で改革・改組が進められている。a) 一般の国有大中型企業は有限会社か株式会社に転換する。b) 特殊企業（国防・航空・鉄道・エネルギーなど）や重要製品を生産する独占的国有企業は、国有独資会社に転換する。c) 一般の国有小型企業は従来のリース制・委託経営の他、株式会社や有限会社への改組や個人・集団企業・外資企業への売却を認める。d) 主力産業や基幹産業における中堅国有企業では、国が支配的な株式所有者となるが、非国有資本の参入も認める。e) 全国範囲の業種別「総公司」は持ち株会社とし、企業グループ形成の中心とする（注1）。

現代企業制度の主な問題点としては、a) 国有企業の資産評価方法と資産の分割方法が確立されておらず、b) 国有企業が抱える多額の債務の処理方法が不明瞭であり、c) 政府と企業の分離が必要であるが政府の機能転換が進んでおらず、d) 企業が負担していた社会機能の分離が必要となるが、公的な社会保障制度の整備が不完全である点があげられる。

なお、東北3省での現代企業制度改革の概況は、次の通りである。97年現在、国および省レベルの現代企業制度指定企業は、遼寧省は135社（全国比9.6%）と吉林省が103社（同7.3%）であるのに対して、黒龍江省30社（同2.1%）と異常に少ない。しかし、この黒龍江省の数値はヒヤリングで得たものであり、96年の第2次指定分を除くと、他の2省もほぼ同レベルの30社台となるため、もう1度事実確認が必要である。なお、各省の国家レベルの指定企業は、遼寧省4社（同4.0%）、吉林省4社（同4.0%）、黒龍江省3社（同3.0%）と大きな違いは認められない。3省に共通する問題点は、再度全体の半数以上が国有独資会社に改組されてしまう点であり、今後に大きな問題を残している（「表1、東北3省の国有企業改革（1997年）」を参照）。

1) 遼寧省の状況

97年9月現在、現代企業制度改革のための実験指定企業は計135社あり、内訳は国家レベルが4社、省レベルが131社である。96年に省レベルで100社が追加されており、この1年間で指定企業が3倍近く増加されている。

現在全体の42.9%に当たる58社で、改組計画が承認され実施段階に入っている。計画の内訳は、36社（全体の62%）が国有独資会社に、14社（同24.2%）が株式会社に、8社（同13.8%）が有限会社に再編される予定である。改組後も、全体の3分の2近くが国有独資会社となってしまう点に、今後の問題を残している（注2）。

2) 吉林省の状況

97年6月現在、指定企業は計103社あり、内訳は国家レベルが4社、省レベルが99社である。96年に第2陣として省レベルで69社が追加批准されており、この1年間で指定企業が3倍近く増加されている。

第1陣で批准され、改組計画が実施段階に入った34社の内、20社（全体の58.8%）が国有独資会社に、7社（同20.6%）が株式会社に、7社（同20.6%）が有限会社に再編された。この改組により、増資減債が約20億元、労働者のリストラが24,902人、平均負債率が7.4%減少する成果を上げた。しかし、改組後も半数近くが国有独資会社であり、またリストラされた労働者についても内訳をみると、退職者が38.6%・職業訓練中が28.9%であり、3分の2以上が再就職できていないなど、今後にも多くの問題を残している（注3）。

3) 黒龍江省の状況

97年6月現在、指定企業は計30社あり、内訳は国家レベルが3社、省レベルが27社である。全体の96.6%に当たる29社で改組計画が実施段階に入っており、内15社（全体の50%）が国有独資会社に、9社（同30%）が有限会社に、6社（同20%）が株式会社に再編されている（注4）。第1陣の計画実施比率は高いものの、第2陣の指定があったか否かは、残念ながら不明である。改組後も、半分が国有独資会社になってしまう点に問題を残している

(2) 株式会社制度の導入

中国では、財産権に関する制度改革の一環として、株式市場からのより広範な資金調達を可能とし、近代的企業経営システムを確立するため、株式会社制度の導入を行っている。93年12月に公布され、翌94年7月より実施された「中華人民共和国公司法」（以下公司法と省略）と、95年の国務院発17号文件に基づき、株式会社による法人管理機構・株主管理制度などの導入実験をしている。

96年末、全国レベルで国有企業から転換した株式会社と新たに設立された株式会社の総数は約9200社、資本総額は6000億元、一般からの資金調達は1500億元に達し、全国工業企業ベスト500の内、107社が株式会社となった。

株式会社制度導入によるプラス面としては、生産性が高まり株式市場から直接巨額の資金調達が可能になる点があげられる。しかしマイナス面としては、株式会社への移行に成功した国有企業は、もともと経営状態が良かった企業や、不採算部門を切り離して新企業を設立したものが多く、切り離された赤字国有企業や、大量の余剰労働力問題の抜本的解決にはならないという点がある（注5）。

なお、東北3省での株式会社制度の導入概況は、次の通りである。公司法に基づく株式会社の総数は、遼寧省191社（96年）、黒龍江省156社（97年）、吉林省109社（97年）である。97年の上場企業数でみると、遼寧省42社、

吉林省22社、黒龍江省18社であり、遼寧省の上場企業数が他の2省と比べ2倍前後高くなっている（「表1、東北3省の国有企業改革（1997年）」を参照）。

1) 遼寧省の状況

96年現在、同省では、191社の株式会社が成立している。募集により株式化が決定した155社の内、130社が基準を達成し会社登記を実現したが、25社は未だ調整である。既に株式上場を達成した企業の累計は、96年の14社から97年11月には19社に増加し1.3倍となったが、募集資金では24.35億元から98.8億元の約4倍に急増している。特に97年に本鋼板材株式有限会社は、4.6億元のB株を発行し、B株で最大の上場企業となっている（注6）。

2) 吉林省の状況

株式会社数は、1996年5月から97年11月までに、企業数で109社から132社に、株式総額も110億元から124億元に増加している。96年5月の時点で国有大中型企業は80社であり、全体の73.4%を占めていた。既に株式上場を達成した企業の累計は、96年9月の15社から97年11月には22社に増加しており、97年11月現在の株式総額は67億元であった。（注7）。

3) 黒龍江省の状況

97年6月現在、株式会社数は156社、株式総額は97.5億元であった。内、株式上場した企業数は18社（97年は5社）で、調達資金は58億元（同18億元）であった。上場の内訳は、A株が17社、H株が1社であった（注8）。

(3) 企業集団の形成

企業の集団化の実験は、これまでの縦割の国有企業管理の弊害を取り除くため開始された。1986年3月、国務院は「横の経済連合推進の暫定規定」を公布し企業の集団化を推進した。しかし当時はっきりした概念がなかったため、87年12月、国家体制改革委員会が「企業集団の形成と発展についての若干の意見」を発表し基本原則を提供するが、88年の整理整頓と89年の天安門事件により大きな進展はみられなかった。そのため91年に国務院は、「一部の大型企業集団を選び実験を行うことについての通知」を発表し、100社の大型企業集団を組織する事が決められ、第1陣の57社が指定される。さらに国務院は「企業集団の構成と管理についての暫定規則」を発表し、企業集団の定義を明確にする。97年6月、「国家試点企業集団」工作会議が開催され、これまでの成果を確認すると同時に、第2陣の63社が指定されている（注9）。

現在企業集団は、中央から地方レベルを合わせると約2000社あり、形態はおよそ次の4つに集約される。A) 製品生産型企業集団：主として自動車産業等

工業部門でみられ、製品生産が関連企業を結び付けている。B) 経営サービス型企業集団：商工企業集団を形成しており、生産から販売に至る経営活動が関連企業を結び付けている。C) 技術開発型企業集団：特許や技術開発体制等、技術開発が関連企業を結び付けている。D) 複合多角型企業集団：金融機関等を入れた資本関係により関連企業を結び付けているもので、多角的経営により総合的利益を追及する。現在、多くの企業は、A) 製品生産型企業集団とB) 経営サービス型企業集団であるが、株式制度導入に伴いD) 複合多角型企業集団が増加しつつある（注10）。

企業集団の形成によるプラス面としては、従来の計画経済下での縦割の管理体制を改善し、資金調達や技術開発等において企業の競争力を強化できることがあげられる。しかしマイナス面としては、現在の企業の集団化は行政主導で行われているため、企業改革の最大の課題である「行政と企業の分離」が難しく、各市で企業集団が乱立している点、そして赤字企業を吸収合併させる等、企業の集団化を破産回避の手段としている点などがあげられる。

東北3省における企業の集団化の概況は、次の通りである。97年現在の企業集団数は、吉林省が203グループ、黒龍江省が506グループ（遼寧省は総数不明）と乱立が目立つ。このため遼寧省では「123プロジェクト」に基づき60グループに、また吉林省では「壮大な企業グループを発展させるための意見」により10グループを重点企業集団とし、地域や業種を超えた大企業グループの育成が図られている。

1) 遼寧省の状況

97年より遼寧省では、「123プロジェクト」により、販売総額が100億元以上の大企業集団を10グループ、50億元以上を20グループ、20億元以上を30グループ設立することを政策目標としており、97年9月現在で、全体の55%にあたる33社が設立されている。この60グループを省重点大企業集団とし、企業集団の強化を図っており、具体例としては、鞍山製鉄・大連石油第7廠・長白集団・東北通用機械集団等があげられる。

<企業集団の事例>

本溪市では、企業集団に対して生産による単一な企業経営から、資産経営を含む複合的な経営をするよう積極的に指導している。1997年6月現在、同市の7つの企業集団は、総生産額が15.7億元で、対前年同期比26.1%増となった（注11）。

2) 吉林省の状況

吉林省で設立された企業集団は、95年の179グループから97年には13%増加し203グループとなった。同省では、省政府が調査研究の結果まとめた「壮大な企業グループを発展させるための意見」に基づき、35年間の時間をかけて、50社の大型企業と大企業グループを設立する計画があり、現在全国的に影響のある、第一汽車や吉林化学などの10社を選び大企業グループに改組・発展させている。

95年末現在、179グループ中、グループの中核企業の資本登記が1億元以上21グループ、5000元以上が13グループあり、また関係する子会社は999社、協力企業966社となっている（注12）。

3) 黒龍江省の状況

黒龍江省では、この4～5年間で、哈爾濱電廠集団、哈爾濱軸承廠、哈爾濱羊毛廠、哈爾濱飛機製造廠、東安發動機廠、哈爾濱双太電子廠、東北輕合金廠、哈爾濱羊毛廠、齊齊哈爾一重機廠、黒龍江化工廠、齊齊哈爾機床廠、牡丹江石化集団、牡丹江康佳等を中心に30の大型企業グループが組織されており、化学・製造・貿易を一体化する企業グループが形成されている。

97年末現在、各種企業集団は506グループあり、親会社の資産総額は193億元、子会社は2370社で資産合計が255億元となっている。また506グループの内訳は、工業企業グループが最も多く全体の59.4%（301グループ）を占め、次いで流通企業グループ18.5%（94グループ）となっている（注13）。

(4) 中小企業改革

中小企業改革は、「抓大放小（大をつかみ、小は放す）」という大方針のもと実施されている。これは、大企業についてはしっかり把握し経営を改善させ、小企業については非国有化と売却・破産等の方法により改革と整理を促進していくことを意味する。この場合問題となるのが、中型企業である。中国では、大中企業改革や中小企業改革等の用語が定着しており、残念ながら中型企業というカテゴリーはあいまいなまま、大企業か小企業に統合されており分離できない。従って、ここでも中小企業改革という表現をとる。

現在ほとんどの国有中小企業は、特に市・県等の地方政府所管となっているため、改革もこれらの地方行政機関が中心となっている。具体的には、非国有企業化が実施されており、企業の状況にあわせて、改組・連合・合併・株式合作制・リース・委託経営・売却の多種多様な方法がとられており、企業破産も推進されている。

以上の改革内、特に中国政府が強調しているのが、株式合作制による企業改造である。株式合作制とは、主にその企業に勤める労働者が、資金・物資・技術などの出資により、自社株を購入し共同経営を行う制度である。93年11月の共産党第14期三中全会での提起を受け、郷鎮企業で開始され、95年末に農村部で300万社、都市部で14万社設立されている（注14）。この制度が特に強調される理由は、中国政府によれば、1）労働者の株式所有という公有制の新形態であること、2）生産者と生産財が直接結合することで企業の民主的管理が可能となること、3）労働者の企業利潤への関心が高まることで、勤労意欲が増し、生産性が向上することが上げられている。

一般的にいわれる中小企業改革の問題点としては、企業制度に関する十分な理解と準備がないまま推進されることが多いため、改革方法の選択ミス・経営者の

招へいミス・資産の区分不全・国有資産の流失・債務処理不全・社会保障や福利施設の分離不全などの問題が発生している。

東北3省での中小企業改革の進展度を比較することは、論文により基準やデータが異なるため非常に難しいが、おおよその概況は次の通りである。何らかの方法で財産権または経営方式の改革を開始した企業の総数は、遼寧省約5400社（中小企業数：97年10月末）、吉林省1825社（小企業数：97年6月末）に達しており、改革方法は株式合作制の導入や企業売却・破産が主流となっている。また、黒龍江省でも全省の95%に当たる2435社で改革が計画されている。これは国有中小企業総数の80%～90%に達しており、社会に対して非常に大きなインパクトを与え始めている。

1) 遼寧省の状況

遼寧省の中小企業改革の進展度については、論文によりデータが異なる。何らかの方法で改革が開始された企業は、96年の65%から97年末には90%に拡大し、97年10月末現在の総数は、約5400社に達しており、この1～2年で急速に改革が促進され、大きなインパクトを社会に与え始めている。改革方法については不明な点が多いが、96年に地方予算内小企業に対して行われた調査によると、株式合作制153社、企業破産67社、株式制58社、合併47社、売却45社、委託経営13社であった（注15）。

<中小企業の集団売却の事例>

1997年11月20日瀋陽市政府は、軽工業・機械・医薬・化学工業・冶金・紡績等9業種、192社（資産総額32.9億元）に及び、国有・集団所有制小企業を公開売却した。内12社が、当日の新聞記者発表会で、譲渡・委託管理と財産の部分売却の契約に署名した。

席上瀋陽特種環境設備廠に売却された瀋陽直流電機廠の工場長は、「企業売却は、職員労働者の共通した意見であり、これで企業の将来は保証され、私も職員労働者もやっと希望を見出すことができた」と語った。この小企業は、近年各種の方法を取ってきたが、依然倒産も活性化もできない状況にあり、今月に至っても数カ月連続で給与が未払いであった（注16）。

2) 吉林省の状況

吉林省では、省体制改革委員会の指導で、公主嶺市での財産権制度改革と企業誘致をセットにした株式合作制の実験を拡大するため、省内に12の小企業改革モデル県（市・区）を指定している。97年6月現在、この12のモデル県で、1825社の企業改造が実施されており、そのシェアは改造を必要とする企業の86.1%に達している。この改造により、活性化された資産は16.2億元、新たに投入された資本が7.9億元、処理債務が6.5億元、再就職労働者が80720人となり、黒字に転換した企業505社、赤字が減少した企業294社などの成果をあげている。改革方法については不明な点が多いが、96年6月末の国有小企業238社に対する調査によると、破産60社（全体の25.2%）、財産権の売却が48社（同20.2%）、合併が30社（同12.6%）、リースが29社（同12.2%）、分割経営が28社（同11.2%）

8%)、閉鎖が22社(同9.2%)、合資合作が21社(同8.8%)であった(注17)。

3) 黒龍江省の状況

黒龍江省では、国有小企業改革に当たって、「三放三不放」原則が取られている。「三放」とは、企業改革において財政・経営・方法を自由にすることであり、「三不放」とは、資産管理・納税・労働者の再就職を厳しく管理監督することを指す。同省では、株式合作制・合併・破産・委託経営等により、全省国有小企業の95%に当たる2435社が改革の対象となっている。改革方法の詳細については不明であるが、株式合作制など従業員に対する経営の開放が主流であり、一部では個人経営も導入されている(注18)。

(5) 資本構成適正化モデル都市(優化資本結構試点城市)

「資本構成の適正化(優化資本結構)」とは、未活用の国有資産を活性化・流動化させるため、国有企業の改組・経営形態の変更により経済効率を向上させたり、改善不可能な企業は赤字拡大を防ぐため企業破産を促進させることを指す。このため国務院では、重点都市単位で国有企業改革を促進するため、「資本構成合理化のためのモデル都市」を指定し、税金・利子の減免や貸倒れ引当準備金の使用など財政面での優遇措置や、再就職事業などの制度面での整備を推進している。モデル都市は、95年は18都市であったが、96年には50都市に増加し、さらに97年には111都市に拡大され、現在では主要都市を網羅するようになっている。

モデル都市での全政策内容は、残念ながら不明である。しかし現在「企業合併・破産と職員労働者の再就職活動計画」など、新聞報道や社会科学院の報告書により確認できたものだけでも、(1)企業の増資減債の促進、(2)企業合併の促進、(3)企業破産の促進、(4)職員労働者のリストラの促進、(5)再就職センター設立などによる再就職事業の展開、(6)最低生活保障など社会保障制度の整備を中心に実施している。

東北3省におけるモデル都市改革の概況は、次の通りである。97年現在モデル都市数は、遼寧省は8都市、吉林省が4都市、黒龍江省が6都市となっている。指定都市数で見ると、遼寧省は全国111都市の7.2%を、そして黒龍江省も5.4%占めておりその比重は高い。特に遼寧省は全省の57%が指定都市となり、また黒龍江省でも全省の80%の国有企業が優遇政策の対象となるなど、両省共に同政策の恩恵を強く受ける省となっている(「表1、東北3省の国有企業改革(1997年)」を参照)。

1) 遼寧省の状況

省内で国務院より指定された都市は、96年までは、瀋陽市・大連市・鞍山市・撫順市・本溪市の5都市であったが、97年には更に丹東市・錦州市・營口市の3都市が追加指定され、合計で8都市となった。これは、全省14市の57%、そして全国111都市の7.2%を占めており、非常に高い比重となっ

ている。

同省では「企業合併・破産と職員労働者の再就職活動計画」に基づき、改革が実施されている。97年の基本方針は、1) 法律に従った企業破産の実施、2) 企業合併の奨励、3) 銀行利子と従業員の削減の3つであり、同年9月現在での実施内容は次の通りである。この計画に組み込まれた193社の内、140社(全体の72%)で実施完了、41社(同21%)で現在実施中であり、全体の72.5%の企業で、総額17.9億元に及ぶ貸倒れ引当準備金の申請手続きが銀行に行われた。申請企業数を計画別にみると、「企業破産計画」は35社中16社、「企業合併計画」は71社中48社、「従業員削減と効率向上計画(減員増効計画)」は87社中76社となっている。以上の成果として、指定都市に立地する大中型国有企業では、資産負債率を96年の67%から97年には62.8%まで低下させることに成功した。この他労働関係では、先に指定された瀋陽市・大連市・鞍山市・撫順市・本溪市の5市で再就職サービスセンターが開設され、国有企業でリストラされた労働者の内、約20万人の再就職が実現している(注19)。

2) 吉林省の状況

吉林省では、96年までに指定された長春市・吉林市に加え、97年には四平市・通化市が追加指定され合計で4都市となった。モデル都市では、増資減債・リストラを実施しているが、残念ながらその詳細については長春市以外不明である。97年6月現在、長春市では、工業企業34社が合併され、12社が破産し、職員労働者1.3万人、固定資産(原価)2.2億元、負債総額88.7億元が処理されている(注20)。

3) 黒龍江省の状況

黒龍江省では、94年に指定されたハルビン市・チチハル市に加え、97年にはチャムス市・鶏西市・伊春市・牡丹江市が追加指定され合計で6都市となった。モデル都市では、債務の軽減・余剰人員の分離・生活困窮者の救済などを実施しており、94年～96年末までに、主要成果として、国有企業の資本増加が19.4億元、同債務負担の減少が9.1億元、同資本負債率が4%減少した。具体的には、352社の優良企業に457社を合併させ、6.9億元の国有資産を再活性化させた。また112社を破産させ、10.6億元の国有資産を活性化させた。そして5.9万人の労働者を再就職させている。

97年初、中央でこの政策の拡大が決定され、黒龍江省では上記4都市が新たに追加指定されたことにより、同省の80%の国有企業が、政府の何らかの優遇政策の対象となった。また、97年に開催された「再就職会議」で、中央政府は300億元の資金を、全国111都市に投入し、再就職を促進することが決定されたが、同省では上記6都市がその対象となり、中央政府の指示に基づいて「企業合併と破産および再就職に関する事業計画(企業兼合併、破産和職工再就業工作計画)」を策定し国务院の批准を受けている。これにより6都市合計で16.97億元(総額の5.65%)の資金が投入されたが、この割

合をみても、中央政府が同省を重要視していることがわかる。以上の措置により97年6月現在この6都市で、長期赤字企業32社を破産させ、不良債権を4.68億元減少させた。また31社を合併させ、41.96億元を再活性化させた。これにより国有企業資本負債率は1.2%減少し、赤字企業を112社減らしている（注21）。

（6）国有資産管理システムの改革

国有資産管理システムの改革は、国有資産管理の新しい体系である「3級授権経営制」による、3つのレベルでの機構確立を目指している。第1レベルでは、地方政府内に国有資産管理委員会を組織し、国有資産に対するマクロ管理と監督を行い、第2レベルでは、地方政府内に国有資産管理経営公司（国有持ち株会社）を組織し、国有資産管理委員会から授権し、国有資産委託人（出資者・所有者）としての投資や所有権取り引きを行い、第3レベルの国有企業で、国有資産管理経営公司からの授権により、国有資産の経営および維持増加のための経済活動を行うことを目的としている。

東北3省における国有資産管理改革の概況は、開始時期が正確にわからず、運営実態についても不明な点が多い。しかし限られた資料ながら、97年までの国有資産管理委員会とその事務局の設置状況をみると、遼寧省では6都市で設立され、2都市で準備が進められており、黒龍江省でも4都市で設立されるなど、両省では急速に体制整備が進んでいる。しかし吉林省では3都市で準備が進んでいるのみで未だ設立されておらず、その進展状況に大きな格差がみられる。

1) 遼寧省の状況

96年、省共産党委員会の「瀋陽市などの5都市でモデル改革を総合的に実施することに関する意見」に従い、96年に瀋陽市・鞍山市・撫順市・本溪市の4都市で、97年には錦州市・營口市の2都市で国有資産管理委員会とその事務局が組織されている。さらに大連市・丹東市でも設立計画が現在作られている。これに併せて、地方政府改革も開始しており、1～3部門の比較的条件の整った專業经济管理部門（専門業種別の管理部門）を選び、国有資産経営管理公司や国有持ち株会社に改編する実験をしている。96年10月末までに、全省で24社の国有資産運営機構が成立している。内訳は、9社（全体の37.5%）が專業经济管理部門の再編、15社（同62.5%）が省政府より経営を授権された大型企業集団であった（注22）。

〈国有資産管理委員会の事例〉

瀋陽市国有資産管理局は、96年末に設立され、97年1月15日から正式活動を開始しており、国有資産の活性化のため、管理、運用、監督の3つの仕事を行っている。1月15日には、瀋陽市国有資産管理委員会が、張栄茂市長（当時、現市人大主任）を主任とし、市委・市政府各職能部門など国有資産を管理する全ての部局をメンバーとして設立され、902億元の国有資産を統一的に計画運営するため活動を開始している。97年4月現在、同弁公室は、瀋陽市国有資産管理局と同一団体が担当しており、国有資産の総量を調査し、作業スケジュールを検討していた。同一団体が2つの名称を使用

している理由は、省政府にまだ同委員会が設立されていないためであった。（注23）。

2) 吉林省の状況

97年6月現在吉林省では、「全省における国有資産管理と運営体制改革の実施法案」に従い、国有資産管理委員会や同弁公室の設立準備が行われているが、未だ設立されていない。省レベルでの国有資産管理体制の改革は、長春市・吉林市・松原市で実験的に実施されており、18の国有資産経営機構が設立されている（注24）。

3) 黒龍江省の状況

97年6月現在黒龍江省では、ハルビン市・牡丹江市・チャムス市・七台河市で、国有資産管理体制の改革を実施しており、国有資産管理委員会を設立すると共に、地方政府の專業經濟管理部門を資産経営会社に改組する実験を実施している。1997年にハルビン市では、軽工業局・機械局が資産経営有限責任会社に改組されている（注25）。

(7) 再就職プロジェクト

企業改革の進展は、同時に企業倒産による失業者の増大と、企業内余剰労働力の解雇を促進する。これに対応するため地方政府等の関係機関により、「再就業工程（再就職プロジェクト）」が実施されている。その主な対策としては、1) 再就職者を雇用した企業に対する税金の減免措置や銀行借款などによる優遇政策、2) 職業紹介所の開設、3) 再就職者のための職業訓練の実施、4) 再就職希望者の創業資金の無利子貸し付け、5) 生活困難な貧困世帯に対する救済資金の支給などを行っている。

同プロジェクト組織は、一般的には市政府内に、市長を組長とし市委・工会・工商・財政・労働・公安などをメンバーとする就業工作領導小組を設立し主要な政策を決定している。また同小組と同様な組織は、区・県レベルにも設立され、街道委員会や居民委員会にも事務局が作られており、縦（上級機関から下級機関へ）横（同じ行政レベルにおける各部局間）で協調して活動できる体制となっている。主な活動資金は、1) 市財政局から直接拠出される資金と、2) 失業保険基金から支払われる資金によって運営されており、さらに一部の都市では各種財源から充当される再就業基金から支出されるケースもある（注26）。

同プログラムの主な問題点としては、労働市場の需給や同プログラムの実施規模の問題から、再就職する者より発生する方が多いため、失業者・半失業者が累積拡大している点にある。また制度的問題としては、各資金源からの拠出が不安定でありプロジェクト経費が不足している点があげられ、労働者自身の問題としては、観念が保守的すぎ第3次産業への転職を拒んだり、技能が古く単一的であるため、転職が困難な者が多い点があげられる。

東北3省における同プロジェクトの概況は、次の通りである。97年の登記失業率でみるかぎり、全国平均が3.1%であるのに対して、遼寧省が3.7%・吉林省が2.7%・黒龍江省が2.8%であり、3省共に決して高い水準にはな

い。しかしこの他、遅配・賃金不払い労働者や一時帰休労働者が、3省共に全職員労働者の10%以上存在しており、さらに国有企業には全労働者の30%以上といわれる企業内余剰労働力が存在しているため、労働者を取り囲む状況は非常に厳しいといえる。この対策として、各行政レベルで職工解決困難弁公室を開設し、1000カ所以上の職業紹介所を設立するなど、再就職プロジェクトを強化しており、1997年の東北3省の再就職者数は138.7万人で、全国総数の28.8%におよぶ高率となっている。なお、同年の再就職者数を省別に見ると、黒龍江省71万人（全国比14.7%）であるのに対して、遼寧省39.3万人（同8.1%）・吉林省28.4万人（同5.9%）と大きな格差が出ている。しかし、これは労働者総数や同プロジェクトの開始時期とも関係あり、この順で同プロジェクトの体制整備が進んでいるわけではない（「表2、東北3省の労働関係指標（1997年）」を参照）。

1) 遼寧省の状況

1997年現在、都市登録失業者数は対前年比2.7万人増加し43.5万人、都市登記失業率は3.7%（対前年比0.1%増）であった。全省での職業紹介所は、同6.8%減少し1329カ所、登録人数は同23%減少し92.3万人・回、再就職者数は同9.6%減少し39.3万人であった（注27）。

97年1月から9月までの再就職者総数は39.2万人で、これは94年以降、この4年間の総数114万人の34%にあたる。97年は、再就職者が最も多い1年であった。しかし97年6月現在、なお110万人以上の失業および一時帰休労働者（下崗人員）が存在しており、これは全省の職員労働者の11%にあたり、依然厳しい状況にある。

97年現在遼寧省は、一時帰休労働者の総数が全国でもっとも多い省の1つとなっている。その理由は、1) 全国の国有企業の1割が遼寧省に集中しており、2) 職員労働者の比率が高く、3) 工業が典型的な斜陽産業である原材料生産および重工業に集中しているためである（注28）。

1997年9月現在、全14市中、阜新市・葫蘆島市を除く12市に、再就業工程弁公室が組織され、再就職プログラムが強化されている。さらに8つの実験都市の内営口市を除く7市で再就業サービスセンター（再就職サービスセンター）が設立され、企業ベースでも採炭業などの約30社で再就業サービスセンターが設立されている（注29）。

<瀋陽市の再就職プロジェクトの事例>

94年に再就職プロジェクトを開始して以降、97年末までに再就職させた労働者は計56.5万人/回であり、97年のみでも16.5万・回に達している。しかしその対象は、開始当初は長期失業者（2年以上）であったが、近年は一時帰休労働者（下崗職工）に重心を移しつつある。

組織構成は、市政府内に市長を組長とする就業工作領導小組が設立されており、市委・工会・工商・財政・労働・公安など18機関の代表がメンバーとなっており、ここで主要な政策を総合的に決定している。同小組は、さらに常設事務局を持っており、瀋陽労働力市場管理委員会弁公室内に設置されている就業弁公室がこの任にあたって

いる。活動資金は、市政府財政局から直接拠出される800万元と、都市建設税の50%が充当される就業基金から支出されている。

現在の活動内容は、1) リストラされた労働者に対する職業紹介や、2) 同労働者の創業資金の無利子貸し付け、3) 同労働者の職業訓練、4) 同労働者の基本生活費の保障に使用されている。基本生活費の支給は、原則2年以内であるが、必要に応じてもう2年間延長するケースも存在する。またリストラされた労働者には、「就職優待証(就業優恵証)」を発行しており、これにより労働市場登記が無料となるなど、行政レベルで、優先処理・優待および免除などの特別サービスが受けられるようになっている(注26)。

2) 吉林省の状況

97年の登記失業率は対前年比で0.48%増加し2.78%であった。同年リストラされた労働者は60.87万人で、内再就職できた者は46.7%にあたる28.44万人であった(注30)。しかし97年1~9月、都市部従業員の626万人の内、10%にあたる63万人が操業停止・半停止状態の企業に属しており、また農村部従業員630万人の内、28.5%にあたる180万人が出稼ぎをしなければ生活困難な状態にあり、全体として非常に厳しい状況にある(注31)。

97年に同省では、都市部での貧困救済と再就職プロジェクトを強化しており、省レベルでの都市貧困援助基金と再就業基金を設立した他、69の市・県などで専門機構を設立し、省と州・市の間での目標請負によりプロジェクトを推進している(注30)。

3) 黒龍江省の状況

97年の登記失業率は0.3%増加して2.8%で、同年再就職者した者は71万人であった(注32)。しかし、96年第1四半期の統計によれば、同省での賃金の遅配・不払い総額は24.7億元、その職員労働者は102万人に達しており、労働者を包む環境は大変厳しい状況にある。

このような状況に対して、省政府では95年より「黒龍江省での再就業工程実施方案」や「再就業工程をさらに深く実施するための意見」を出し、再就職事業の強化と余剰人員の分離促進を実施してきた。具体的には、以下の4点の活動を中心に活動している。まず第1は、組織の強化である。現在省から県政府に至るまで、指導グループとその実施機構を組織し活動を強化している。第2に、目標責任制という請負を実施し、各機関が再就職者数の目標を設定し、結果をチェックすることで同プロジェクトを促進している。第3は、再就職先の確保である。このため労働市場を設立し、96年には1444箇所の職業紹介所で再就職の斡旋を行ない、約80%を再就職させた他、現在は主に第3次産業を中心に、積極的な雇用の確保・創出を行っている。第4は、再就職訓練の実施である。労働力の質を高めるため、96年には約21万人の労働者の再就職訓練を実施している(注33)。

なお同省では、固有の地理的条件を活用した「三三制」というユニークなりストラ兼再就職プログラムを実施しており、10万人の労働者の配置転換に成

功している。

＜「三三制」の概要＞

「三三制」とは、工鉱業分野の国有企業労働者を3分割し、3分の1を本業へ、3分の1を農業へ、3分の1を経営の多角化へ振り向け、本業でのリストラを推進し経営を立て直すと同時に、余剰人員を農業生産（荒地の開墾など）と第三次産業に振り向けることで、労働者の生活を安定させ増収をはかる政策である。実施されている主な分野は、鉱業（石炭）・森林工業・軍事工業・紡績・製糖など経営危機が進行している業種で、同省の国有企業の約5分の1（労働者ベース）が該当する。

「三三制」実施に伴う雇用制度改革の特徴としては、次の3点があげられる。第1の特徴は、幹部（管理職）制度改革の実施である。管理職にノルマを設定し、部署を削減することにより、管理職の大幅減員を実行している。第2の特徴は、賃金制度改革を実施し、現業職の賃金を引き上げている。第3の特徴は、現業での農協工（農村からの臨時契約労働者）の大幅削減と、本工員の現業への投入である。

また「三三制」では、大量の余剰労働者を荒地の開墾に投入することになるが、その労働者の配置転換と、農業経営に必要な土地および資金は、次の4つのレベルで提供・支援されている。第1は、地方の各級党委・政府機関である。黒龍江省党委および省政府は、100万ムーを供出することを既に決定しており、1ムー当たり100～120元、条件の悪い土地は更に安く提供している。第2は、各企業の主幹部部門である。石炭産業主幹部部門では、同制度に2億元の利子割引借款を決めた他、軍需産業主幹部部門でも資金提供を決定している。第3は、各企業の自助努力である。企業資産を活用した銀行などからの借り入れ、他企業との合作により資金の導入をしている。そして第4は、個人の自助努力であり、これには現金と株式による資金集めの方法が行われている（注34）。

（8）社会保険および最低生活保障制度の改革

国有企業改革を促進するためには、これまで企業単位で負担していた社会保険制度を社会化していく過程で、政府と企業そして個人の応分の負担による新しい社会保険制度の樹立が必要不可欠となる。この行政単位での新社会保険制度が実現されなければ、増大する失業者に対する保障ができず、企業内余剰人員のリストラも推進されず、いたずらに政情不安を増大することになる。従って、現在中国では国有企業改革の補完的環境整備政策として、行政単位での社会保険と社会保障制度の整備が急務となっており、1984年から改革が実施されている。特に93年には、中国共産党第14期中央委員会第3回全体会議で提出された「中共中央の社会主義市場経済の確立に関する若干の決定」により、社会保険・社会救済などの重層的な社会保障システムの整備が重要政策として位置付けられて以降、社会保険制度は政府・企業・個人の応分負担による整備が促進されている。これにより、国有企業の労働者に対する社会保障負担を軽減し、経済収益と競争力の改善を計ることが重要な目的となっている。

社会保険制度は、主として養老保険・失業保険・医療保険の3つより構成されている。この中で最も整備が進んでいるのが養老保険であるが、同保険の掛け金は、従来全額公的負担となっていたが、1991年の国務院の「企業職員労働者の養老保険制度改革についての決定」により、国家・企業・個人の共同負担に変更する実験が開始され、95年の国務院による「企業職員労働者の養老保険制度

改革の深化に関する通知」により、社会的統一調達と個人勘定の結合と、個人労働者にも対応可能な多元的資金の確保、管理サービスの社会化など、今後の新たな改革目標が確定されている。なお、現行の個人掛け金は給与収入の3%前後となっている。

失業保険は、86年に公布された労働関係4法の中の「国营企業従業員待業（失業）保険暫行規定」により開始された。93年には保険対象者を国有企業から集体企業と外資系企業の職員労働者に、また保険金負担も国家と企業から個人を加えた3者負担に変更し、94年にはさらに支給額などの修正が行われている。なお、現行の個人掛け金は給与収入の1%前後となっている。

上記3保険の内、改革が最も難しいといわれている医療改革は、現在90年の「中国衛生の発展および改革要綱（1991～2000年）」に基づき改革が進められており、94年には国务院が出した職員労働者の医療改革実験に関する意見により、経費負担が個人にも拡大し、社会的統一調達と個人勘定をセットした実験を行っている（注35）。

最低生活保障制度は、上記の保険制度でカバーできない特別貧困家庭や生活困窮労働者などの救済のために実施されている。通常、地方政府レベルで、民政局を中心として工会・財政局・労働局・統計局・社会保険公司などをメンバーとする最低保障制度工作指導グループが設立されており、目標設定・管理事務・調査研究などを行っている。また一部の地域では、特に都市部労働者の生活困窮世帯に対する救済活動を、「職工解決困難弁公室（職員労働者の困難を解決するための事務室）」が行っているケースもある（注36）。

1) 遼寧省の状況

A) 養老保険制度

都市部における養老保険は、1997年9月現在、基本養老保険の総合加入率が88.3%で、内国有企業が98%、外資系企業（中国人労働者）89%、集体企業84%と、非常に高い加入率となっている。また96年に省政府より「遼寧省における都市企業の職員労働者の基本養老保険制度改革を深化させるための実施弁法」が発令されて以降、社会的統一調達と個人勘定を組み合わせた新基準による改革も本格化している。96年に大連市・鞍山市で養老保険の個人勘定システムによる実験が開始されて以降、97年現在このシステムは瀋陽市・撫順市・本溪市・錦州市にも拡大適用され、加入率は62%に達している。また、農村部での社会養老保険への加入者も急速に増加しており、97年現在、597万人であり、18歳～55歳までの加入必要年齢者の44.8%占め、社会養老保険総額は5.6億元に達している（注37）。

B) 失業保険制度

96年現在の加入率は83%、内国有企業は既に100%で、外資系企業も95%以上、集体企業も85%以上達している（注38）。

C) 医療保険制度

医療保険制度改革は、国家医療制度改革の実験対象に組み入れられた大連市と鞍山市で実施されている。96年下半期に、医療制度改革の実施方法と関係政策を決定し、管理機構の設立、実施予定病院の選択などが行われた。97年現在、両市での医療保険加入事業所数は1866社、職員労働者70万人に達しており、実験規模は96年の3倍以上に拡大している（注39）。

D) 最低生活保障制度

貧困労働者世帯に対する救済活動に関しては、丹東市を除く13市で解決困難弁公室などの救済機構が設立され、さらに区・県・企業レベルでも同機構の設立が相次いでいる。97年現在、全省で社会保障の対象となる者は14.3万人で、13市の平均最低保障基準額は129.6元（1人/1ヵ月）となっている。また、農村部における最低生活保障制度の設立については、96年より実験が開始され、97年現在、12市57県で正式に運用が開始されており、4987万元が投入されている（注29）。

＜瀋陽市解決困難弁公室の活動概況＞

「瀋陽市解決困難弁公室（以下、解困弁と省略）」は、95年6月に「送温暖工程弁公室（暖かさを届けるプロジェクト事務室）」として設立され、97年4月以降新たに「解困弁」の看板も掲げることとなった。組織は、市長を組長とする領導小組が設立されており、メンバーは市委および市政府関係部局と工会・婦連など外部団体の計33名からなっている。また同小組は、常設事務局を設立しており、各組織から出向してきた7名が日常業務にあっている。財源は、1) 市政府財政局からの拠出金（3000万元/年）、2) 失業保険からの拠出金（400万元/年）、3) 個人または団体からの寄付の3つのルートから得ている。

活動対象である「特困職工」総数は、年々減少傾向にある。活動当初の95年6月には、対象者は41,000人存在していたが、96年末には37,000人、97年末には27,000人まで減り、2年半で34.1%減少させている。「解困弁」の主な活動内容は、a) 生活費の支援、b) 優遇政策、c) 自立支援、d) 社会的互助システムの確立の4つに分類できる。a) 生活費の支援では、基金から1人当たり120元（月額）を支出している他、重要な祝祭日（旧正月等）には、「送温暖工程（暖かさを届けるプロジェクト）」等と共に、一時金を支出している。b) 優遇政策では、「特困証」の提示により、家賃・公共料金や税金の減免、穀物の割引など、多くの優遇措置が受けられるようになっている。c) 自立支援では、対象者の自立・創業を促進するため、1) 所得税の免除、2) 工商管理費の免除、3) 都市管理費の免除など税金の減免措置が作られている。d) 社会的互助システムでは、ボランティアの「聯系特困制度（特別貧困者との連携制度）」が設立されている。これは市および区・県政府の幹部と特別貧困者の各1名ずつを組にし、2年間就職斡旋・生活相談など個別に支援をする制度であり、現在全市で14,000組存在する（注36）。

2) 吉林省の状況

A) 養老保険制度

国有企業の養老保険加入率は不明であるが、1997年には15,700社に属する52万人に26億元の退職金を支給している。現在97年7月の「国務院による統一された企業職員労働者の基本養老保険制度に関する決定」に従い、制度改革に関する計画を作成中でであり、「実施細則」の準備を行っ

ている。集体企業の養老保険加入率は大幅に減少しており、96年比で加入者数は、企業ベースでは20.2%減少し5500社、職員労働者ベースでも26%減少し38万人となっている。農村部の養老保険は、97年現在20万人が加入している（注40）。

B) 失業保険制度

97年末現在、失業保険に加入した企業は25885社、職員・労働者は292.8万人であった。保険金支出については、同年、総額は不明ながら3.1万人の職員労働者に失業救済金が給付されている（注42）。

C) 医療保険制度

同省の医療保険加入者は微増傾向にあり、97年現在、医療保険を実施している市県は、前年同様の37地域で、加入した職員・労働者は4.4%増加し47万人であった。保険金支出については、同年1.1万人の職員労働者に2000万元が給付されている（注41）。

D) 最低生活保障制度

97年に同省では、都市と農村の貧困救済対策が強化されている。農村の貧困問題では、「富民」「科学技術教育」「移民」を3大プロジェクトとして、啓蒙的な貧困援助事業を展開しており、97年には貧困援助資金2.4億元を投入した。また、都市部の最低生活保障制度については、1996年9月の「都市住民の最低生活保障制度を設立するための吉林会議」以後、吉林市での実験が拡大適用され、現在9の州・市・県で最低生活保障制度が開始されている。各都市では、民政局を中心に財政局・統計局・労働局などの政府機関の他、工会・社会保険公司など関係主管部門により、最低生活保障制度工作グループが設立され、実行目標の設定と管理が行われている（注43）。

3) 黒龍江省の状況

A) 養老保険制度

都市部での養老保険制度は、1986年より改革が開始され、95年からは国务院の指示により社会的統一調達と個人勘定を組み合わせ、加入範囲も国有企業から個人労働者まで拡大している。97年現在、保険加入企業数は3.67万社、職員労働者は約390万人、保険基金納入額（累積額）は163億元であった。

農村部の養老保険制度は、94年省政府が「農村社会養老保険規定」を公布して以降、法制化とモデル化が開始され、現在は民政部门が養老基金を管理し、全省で40あまりの管理機構が整備されている。近年農村部での養老保険は急速に拡大しており、97年現在保険加入者は340万人、基金総額は2億元あまりとなっている（注44）。

B) 失業保険制度

1996年末、失業保険加入企業数は2.6万社、職員労働者は441.4万人であった。職員労働者ベースでの内訳は、国有企業84.7%、集体

企業13.2%、外資系企業0.6%、その他1.5%であった。また同年、失業した職員労働者14.7万人の内、失業救済金の給付を受けた者は74.1%に当たる10.9万人で、支出された救済金総額は6734万元であった(注45)。

C) 医療保険制度

1996年現在での保険加入企業数は349社、職員労働者は約1.41万人、保険基金納入額(累積額)は172億元であった。97年現在、牡丹江市と大慶市が、国家レベルでの医療保険改革の実験都市として指定されている(注45)。

D) 最低生活保障制度

1996年に大慶市で初めて、月額110元を最低生活保障基準とする最低生活保障制度が開始され、翌97年にはハルビン市でも100元を基準とする最低生活保障制度が実施されている(注46)。

(9) 注釈

注1: 現代企業制度については、川井伸一『中国企業改革の研究—国家・企業・従業員の関係—』中央経済社1996年、139~140頁に基づく。

注2: 遼寧省の改革の実績については、徐継瞬・張卓民主編『1996~1997年遼寧省経済社会形勢分析与予測』遼寧人民出版社1997年の周榮強「1996~1997年遼寧改革形勢分析及予測」61~62頁と、徐継瞬・張卓民主編『1997~1998年遼寧省経済社会形勢分析与予測』遼寧人民出版社1998年の李天舒「1997年遼寧国有企業改革形勢与1998年展望」149~150頁に基づく。

注3: 吉林省の改革の実績については、孫乃民主編『1996~1997年吉林省社会形勢分析与予測』吉林人民出版社1996年の陳玉梅・金花著「1996年吉林省国有企業改革与發展狀況及1997年趨勢分析」51~52頁と、孫乃民主編『1997~1998年吉林省社会形勢分析与予測』吉林人民出版社1997年の甄大春・張麗民「1997~1998年吉林省国有企業形勢分析与予測」64頁に基づく。

注4: 黒龍江省政府経済貿易委員会綜合処的李樹国副処長からのヒヤリング(1997年8月8日)に基づく。

注5: 今井理之・中嶋誠一『中国経済がわかる事典』日本実業出版社 1998年、227頁に基づく。

注6: 1996年の状況については、前掲『1996~1997年遼寧省経済社会形勢分析与予測』、62頁。97年の株式上場の状況については、前掲『1997~1998年遼寧省経済社会形勢分析与予測』の周榮強・王惠蓮・唐穎「1997年遼寧改革進展情況与998年展望」46頁に基づく。

注7: 1996年の状況については、前掲『1996~1997年吉林省社会形勢分析与予測』、52頁に基づく。1997年の状況については、前掲『1997~1998年吉林省社会形勢分析与予測』、63~64頁に基づく。

注8: 1997年の状況については、黒龍江省統計局「1997年黒龍江省国民經濟和社会發展的統計公報」『黒龍江日報』と、黒龍江省社会形勢分析与予測課題組『1997~1998年黒龍江省社会形勢分析与予測報告』黒龍江省社会科学院1997年12月の、王德偉「1997~1998年黒龍江省改革形勢分析」11頁に基づく。ただし後者によると調達資金は53億元となっている。

注9: 陸星光『中国の經濟改革と将来像』日本評論社、1996年、169~170頁と、矢吹晋

- 『図説中国の経済第2版』蒼蒼社、1998年、156～157頁に基づく。
- 注10：前掲『中国の経済改革と将来像』、170頁に基づく。
- 注11：遼寧社会科学院経済発展研究所の王広林副所長等からのヒヤリング（1997年12月3日）、前掲『1996～1997年遼寧省経済社会形勢分析与予測』、150頁に基づく。
- 注12：1996年の状況については、前掲『1996～1997年吉林省社会形勢分析与予測』、52～53頁。1997年の状況については、前掲『1997～1998年吉林省社会形勢分析与予測』、64頁に基づく。
- 注13：前掲『1997～1998年黒龍江省社会形勢分析与予測報告』、11～12頁と、前掲注4のヒヤリングに基づく。
- 注14：前掲『中国経済がわかる事典』、228頁に基づく。
- 注15：96年の改革実施企業のシェアとその内訳は、前掲『1997～1998年遼寧省経済社会形勢分析与予測』、62頁に基づく。97年の改革実施企業のシェアは、遼寧省統計局「1997年遼寧省国民経済和社会発展統計公報」『遼寧日報』1998年2月28日および前掲『1997～1998年遼寧省経済社会形勢分析与予測』の周榮強論文（前掲）47頁によれば、97年10月末で90%以上であるのに対し、同書の李天舒論文（前掲）151頁では、97年末で80%となっている。
- 注16：『遼寧日報』1997年11月22日に基づく。
- 注17：1996年の状況については、前掲『1996～1997年吉林省社会形勢分析与予測』、53頁に基づく。1997年の状況については、前掲『1997～1998年吉林省社会形勢分析与予測』、65頁・102頁に基づく。吉林省統計局「関於1997年国民経済和社会発展的統計公報」『吉林日報』1998年3月2日によれば、改革が実施された企業数は1082社となっている。
- 注18：前掲、黒龍江省政府経済貿易委員会綜合処の李樹国副処長からのヒヤリング（1997年8月8日）に基づく。前掲『1997～1998年黒龍江省社会形勢分析与予測報告』11頁によると、97年現在、全省の中小企業の内、合併・委託経営・リース・売却・株式会社への改造・株式合作会社への改造・有限会社への改造・破産など、なんらかの改革が行われた企業は20070社で、内財産権改革が進行中の企業が全体の38%、資産経営方式の改革が進行中の企業が同49%であった。
- 注19：前掲『1997～1998年遼寧省経済社会形勢分析与予測』、151～152頁および遼寧省社会科学院経済発展研究所の王広林副所長他2名からのヒヤリング（1997年12月3日）に基づく。
- 注20：前掲『1997～1998年吉林省社会形勢分析与予測』、64頁に基づく。
- 注21：前掲、黒龍江省政府経済貿易委員会綜合処の李樹国副処長からのヒヤリング（1997年8月8日）に基づく。
- 注22：96年は、前掲『1996～1997年遼寧省経済社会形勢分析与予測』、63頁に基づく。97年は、前掲『1997～1998年遼寧省経済社会形勢分析与予測』、47頁に基づく。
- 注23：瀋陽市国有資産管理委員会弁公室（副主任兼瀋陽市国有資産管理局）の于占淮副局長からのヒヤリング（1997年4月4日）に基づく。
- 注24：前掲『1997～1998年吉林省社会形勢分析与予測』、102頁に基づく。
- 注25：前掲『1997～1998年黒龍江省社会形勢分析与予測報告』、13頁に基づく。
- 注26：瀋陽市労働局・瀋陽労働力市場管理委員会弁公室の常青副主任他1名よりのヒヤリング（1998年2月6日）に基づく。
- 注27：96年の数値は、遼寧省統計局「遼寧省1996年国民経済和社会発展統計公報」『遼寧日報』1997年2月5日に基づく。97年の数値は、前掲『遼寧日報』1998年2月28日に基づく。
- 注28：遼寧社会科学院社会学研究所・沈殿忠所長他4名よりのヒヤリング（1997年12月4日）に基づく。

- 注29：前掲『1997～1998年遼寧省經濟社会形勢分析与予測』の王正「1997年遼寧省労働就業形勢与1998年展望」277～279頁、および劉曉南・侯延林・馬濤「1997年遼寧省社会保障事業的發展与1998年展望」289～291頁に基づく。
- 注30：96年の数値は、吉林省統計局「1996年吉林省国民經濟和社会發展の統計公報」『吉林日報』1997年2月17日に基づく。97年の数値と事業実績の概要は、前掲『吉林日報』1998年3月2日に基づく。
- 注31：前掲『1997～1998年吉林省社会形勢分析与予測』、楊建中・程淑雲・高艶春「1997年～1998年吉林省社会形勢分析与予測總報告」、11頁に基づく。
- 注32：黒龍江省統計局「1997年黒龍江省国民經濟和社会發展の統計公報」『黒龍江日報』に基づく。
- 注33：黒龍江省政府労働庁・賈安成副庁長他1名よりのヒヤリング（1997年8月8日）と、前掲『1997～1998年黒龍江省社会形勢分析与予測報告』の蒙樂群・孫印琪「1997～1998年黒龍江省労働就業状況分析与予測」34～37頁に基づく。
- 注34：「黒龍江日報」1996年11月13日に基づく。
- 注35：養老保険・失業保険・医療保険の改革経緯については、前掲『中国の經濟改革と将来像』184～190頁および前掲『中国經濟がわかる事典』250頁と、前掲『1997～1998年黒龍江省社会形勢分析与予測報告』の王永貴「黒龍江省社会保障制度改革形勢分析与予測」25～26頁に基づく。
- 注36：瀋陽市解決困難弁公室の董文秋副主任他1名よりのヒヤリング（1998年2月9日）に基づく。
- 注37：養老保険については、前掲『1997～1998年遼寧省經濟社会形勢分析与予測』48頁・289頁と、前掲『遼寧日報』1998年2月28日に基づく。
- 注38：前掲『1996～1997年遼寧省經濟社会形勢分析与予測』3頁・64頁に基づく。
- 注39：前掲『1997～1998年遼寧省經濟社会形勢分析与予測』48頁に基づく。
- 注40：前掲『1997～1998年吉林省社会形勢分析与予測』、王憲和・陳石「1997年～1998年吉林省社会保障形勢分析与予測」、148～149頁に基づく。
- 注41：同上、150頁に基づく。
- 注42：同上、150頁に基づく。失業救済金の給付者は、前掲吉林省統計局の「關於1997年国民經濟和社会發展の統計公報」によると3.9万人であり、社会科学院の報告書と比べ0.8万人多い。
- 注43：吉林省統計局「關於1997年国民經濟和社会發展の統計公報」『吉林日報』1998年3月2日および前掲『1997～1998年吉林省社会形勢分析与予測』95頁に基づく。
- 注44：前掲『1997～1998年黒龍江省社会形勢分析与予測報告』、25頁・27頁に基づく。
- 注45：同上、26頁に基づく。
- 注46：同上、27頁に基づく。

表1、東北3省の国有企業改革（1997年）

	遼寧省		吉林省		黒龍江省		全国総数 件数
	件数	全国比	件数	全国比	件数	全国比	
1、現代企業制度改革							
（1）国家レベルでの実験指定企業	4	4.0%	4	4.0%	3	3.0%	100
（2）市直轄市レベルでの実験指定企業	131	10.1%	99	7.6%	(注1) 27	2.1%	1300
2、株式会社数							
（1）株式会社総数	(注2) 191	—	109	—	156	—	—
（2）内、株式市場への上場企業数	42	—	22	—	18	—	—
3、資本構成適正化モデル都市数（注3）	8	7.2%	4	3.6%	6	5.4%	111

1、注釈：

注1：黒龍江省政府経済貿易委員会総合処の李樹国副処長からのヒヤリング（1997年8月8日）に基づく。

注2：1996年の数値。

注3：「資本構成適正化モデル都市」は「優化資本結構試点城市」の訳。

2、資料：

本文中の各種資料より作成。

表2、東北3省の労働関係指標（1997年）

	遼寧省		吉林省		黒龍江省		全国平均（97年）	
	人数	増加率	人数	増加率	人数	増加率	人数	増加率
1、総人口（単位：万人、注1）	4,138.0	5.4%	2,627.8	6.8%	3,751.0	6.8%	123,626.0	10.6%
2、就業人口数（単位：万人、注2）	2,017.6		1,219.4		1,657.4	6.4%	69,600.0	1.0%
3、都市職員労働者数（単位：万人、注3）	968.2	-2.9%	503.9	-1.8%	802.4	-1.4%	14,760.0	-0.5%
4、都市登録失業率（単位：%）	3.7%	0.1%	2.7%	0.4%	2.8%	0.3%	3.1%	0.1%
5、再就職者数（単位：万人、）	39.3	(8.1%)	28.4	(5.9%)	71.0	(14.7%)	480.0	
(増加率の欄は対全国比率)								

1、注釈：

注1：：増加率の欄は、自然増加率。

注2：「就業人口数」は「従業員」の訳。これは都市部と農村部において、社会的労働により報酬を得た全ての労働者を指す。

注3：「都市職員労働者数」は「職工総数」の訳。これは農村部の全ての労働者と、都市部の私営企業従業員と個人営業者を除く給与所得者数。

2、資料：

(1) 全国平均は、国家統計局「国家統計局関于1997年国民経済和社会発展統計公報」1998年3月4日。

(2) 遼寧省の数値は、遼寧省統計局「1997年遼寧省国民経済和社会発展統計公報」『遼寧日報』1998年2月28日。

(3) 吉林省の数値は、吉林省統計局「吉林省関于1997年国民経済和社会発展的統計公報」『吉林日報』1998年3月2日。

(4) 黒龍江省の数値は、黒龍江省統計局「1997年黒龍江省国民経済和社会発展統計公報」

補論：中国における企業破産 —全国的動向と東北3省の現状—

国際研究奨学財団
吉田 均（研究員）

1、企業破産の概要

96年現在、7万社の国有企業の内、3分の1強にあたる2.6万社が赤字である。利潤総額が417億元に対し、赤字総額は727億元であるため、赤字が310億元も上回っている。このため国家財政から328億元、地方財政から281億元の赤字補填がされており、赤字企業処理は急務の課題となっている（注1）。

中国では、赤字企業対策として、企業の破産処理と吸収合併を促進している。しかし、企業が負担していた社会保障などの公的整備が遅れ、かつ雇用と債務問題の解決を最重要課題としているため、現在は企業破産より優良企業による赤字企業の吸収合併が奨励されている。合併先企業は吸収された企業の労働者や債務の引受に責任を有するものの、銀行債務に関しては利息免除や元本の5年間分割返済等の優遇措置を設けている。

一般的にいわれている企業破産の問題点としては、次の3点があげられる。まず第1に、日本のシステムとは異なり、政府の方針に従って選ばれたものだけが破産できるシステムとなっていることである。具体的な企業選択に当たっては、国有銀行本店の審査批准が必要なため、省や市では割り当てられた破産準備金の枠内でしか企業破産を認めていない。従って、中央と地方で意見の対立するケースが存在する。第2に、旧システム下での国有企業業は、学校・病院等の福利施設や、年金・保険等の社会保障制度を擁する小さなコミュニティーを形成していたため、それらの代替方法を確立する以前に破産させられないことである。特に公的な社会保障制度の整備が遅れている現状での破産は、労働者や退職者の死活問題となるため、政府は企業側が望んだとしても、そう簡単には許可できない。そして第3は、第2点とも関連することだが、公的な失業保険の整備が遅れている状態で、大量の失業者が発生すると、社会の治安を悪化させ、政治的な安定を損なうことである。このため中国では、失業対策として、近年再就職プログラムを各都市で実施しているが、国有企業は破産していないものでも職員の3分の1は余剰労働力といわれており、これらの企業からも大量の失業者が排出されるため、供給に対して需要が全く追いつかないのが現状である。

2、全国的動向

1997年1月28日、経済参考報は「数字に法則を求める」と題して、1989年から96年までの総企業破産件数と、95年～96年の省別の動向について報

道した。これによると、89年から96年までの総破産件数は11,627件であり、その年度別の特徴は次の通りである（「表3、破産立案件数（89年～96年）」を参照）。

「中華人民共和国企業破産法（試行）」は、86年に12月に全国人民代表大会常務委員会を通過・公布され、88年11月1日に当初は全人民所有制企業を対象に試行された。しかし表3にみられるようにその実施状況は一様ではなく、89年から91年までは、事実上極めて限られたケースにのみ実験的に適用されていた。89年には98件あった立案件数が、90年には32件と3分の1に減少し、91年は再度増加したものの117件であり、同法の適用件数は非常に少なかった。

しかし、この状況は92年以降大きく変化する。92年7月に「全人民所有制工業企業経営メカニズム転換条例」が公布され、企業の法人化と損益自己責任に基づく改革が開始されると企業破産も急増し始め、92年には428件（対前年比265%増）となる。次いで93年12月29日に「中華人民共和国公司法」（94年7月1日実施）が公布され、政府からの補填が銀行からの融資に切れ替えられ、94年11月に「全国現代企業制度テスト工作会議」により、破産メカニズムの確立が重要テーマになる。これに従って、93年には710件（同65%増）であった企業破産が、94年には1625件（同128%増）、翌95年には2385件（同46%増）と急増している。そして特に96年には6232件（同161%増）もの破産があり、この年だけで全期間中の半数以上を占めている。

3、地域別の動向

同じく経済参考報に掲載された、95年から96年の省別の破産統計によると、省およびブロック別の動向として、次の3つの特徴をあげることができる。

(1) 省別の動向

「表4、省別破産企業数（95年～96年）」によると、この2年間の総破産件数は8617件であり、内訳は第1位が山東省の1210件、第2位が黒龍江省の1145件、以下第3位河北省1024件、第4位湖南省832件、第5位遼寧省646件であった。上位5位までで、全体の56.3%を占めており、企業破産が政策的に特定の省に集中していることがわかる。

また96年の対前年比増加率で見ると、第1位が遼寧省の1268%、第2位が北京市の1100%、以下第3位湖南省511%、第4位内蒙古自治区485%、第5位安徽省452%となる。しかしながら、上記の内北京市は、95年の1件から96年の12件への増加であり、総数も13件に過ぎない。従って、95年～96年の絶対数と増加率の双方を考慮すると、遼寧省・湖南省・河北省・吉林省・江蘇省等で急速に企業破産が促進されたといえる。特に遼寧省での増加率は、一挙に12.6倍に達しており、強い政策的意図を示している。また、黒龍江省も総数では1145社（第2位）と高レベルにあるが、96年の増加率はマイナス9.8%であり、不自然な減少となっている。

(2) 企業破産に積極的なブロック

「表5、ブロック別企業破産数（95年～96年）」は、表4をブロック別に分類したものである。これによると、環渤海地域（遼寧省・河北省・山東省・北京市・天津市の3省2市）が全体の34.4%、東北地域（黒龍江省・吉林省・遼寧省の3省）が同26.4%と集中傾向にあり、この両地域だけで全体の53.3%と過半数を超えている。特に環渤海地域は、95年から96年の増加率をみても、230%と高率であり、企業破産が急激に加速されている地域といえる。この他、中部地域（黒龍江省・吉林省・内モンゴル自治区・山西省・河南省・安徽省・湖北省・湖南省・江西省の9省（自治区））にも、全体の46.9%が集中している。従って、総体的には中部地域と山東省以北の東部（沿岸）地域に、企業破産が集中しているといえる。

（3）企業破産に消極的なブロック

企業破産に消極的なブロックとしては、表5にみられるように、直轄市（北京市・天津市・上海市の3市：全体の2.4%）と、少数民族自治区（内モンゴル自治区・新疆ウイグル自治区・広西チワン族自治区・寧夏回族自治区・チベット自治区の5自治区：同4.4%）をあげることができる。この内、直轄市は95年から96年の総数が203件で、増加率でも対前年比122%増と全国平均を大きく割り込み非常に低い水準にある。しかし少数民族自治区では、内モンゴル自治区と他の4自治区とは異なる傾向がみられる。内モンゴル自治区は、総数が281件、対前年比が485.4%であり、総数と増加率ともに高率であるのに対し、他の4自治区はいずれも直轄市同様、総数・増加率ともに低い水準を維持している。全体的には、直轄市・少数民族自治区など、何れも政情不安が一旦発生すると収拾が困難か、内外に対する影響が強い地域では、政策的に企業破産が抑制されているものと考えられる。

4、東北3省の状況

95年から96年にかけて、東北3省の企業破産件数は、遼寧省646件（全国順位第5位）、吉林省488件（第7位）、黒龍江省1145件（第2位）と、3省共に非常に多く、全国のトップレベルにある。この内、特に遼寧省は、96年の対前年比増加率が1268%（第1位）と激増しており、全国的にみても異常な増加率を示している。

（1）遼寧省の状況

遼寧省の場合、省経済貿易委員会内に、企業破産指導弁公室が設置されており破産処理の窓口となっている。また市レベルでは、瀋陽市にも瀋陽市企業破産指導弁公室が設置されている。同省の95年の破産立案件数は44件、96年は602件であった。96年の立案件数は、対前年比で1268%と激増しており、この2年間の合計も646件で全国第5位と高レベルであった（注2）。

また別の資料によると、上記と数値が異なるが、96年10月までに法により破産宣告を受けた企業は453社（対前年比740%増）で、破産処理が終了した企業は、全体の40%に当たる182社であった。破産宣告を受けた企業の内、

25.6%に当たる116社が大中型国有企業であった。また、107社で優良企業による赤字企業の合併が実施されたが、内18.6%に当たる20数社が大中型国有企業であった。なお97年度の実績は、現在のところ大中型企業分しか判明していないが、吸収合併51社（資産総額75.77億元、負債総額68.33億元）、破産処理終了14社（資産総額14.5億元、負債総額17.01億元）であった（注3）。

（2）吉林省の状況

95年の破産立案件数は111件、96年は377件であった。96年の立案件数は、対前年比で239.6%と急速に増加しており、この2年間の合計も488件で全国第7位と高レベルであった（注2）。

省経済工作会議によると、96年12月現在、県・区以上の工業企業の内、15.3%に当たる786社が停止または半停止状態であったが、97年5月には、停止または半停止状態の国有企業が19.7%に当たる2406社に増加し、大変厳しい状況が続いている（注4）。しかし残念ながら97年の企業破産数は、6月現在で長春市で12社、吉林市で33社が破産したこと以外は不明である（注5）。

（3）黒龍江省の状況

95年の破産立案件数は602件、96年は543件であった。96年の立案件数は、対前年比で9.8%減少してしているが、この2年間の合計は1145件で全国第2位であり、依然高レベルの発生件数となっている（注2）。97年は、残念ながら全体の破産件数は不明である。しかし同年、ハルビン市・チチハル市・チャムス市・鶏西市・伊春市・牡丹江市の6都市で、中央政府の指示に基づいて各々「企業合併と破産および再就職に関する事業計画（企業兼合併、破産和職工再就業工作計画）」を決定しており、これに基づき長期赤字企業32社を破産させ、不良債権を4.68億元減少させている（注6）。

5、注釈

注1：今井理之・中嶋誠一『中国経済がわかる事典』日本実業出版社 1998年、222頁。

注2：『経済参考報』1997年1月28日。

注3：1996年の状況については、前掲『1996～1997年遼寧省経済社会形勢分析与予測』、62頁。97年の株式上場の状況については、前掲『1997～1998年遼寧省経済社会形勢分析与予測』の周榮強・王惠蓮・唐頤「1997年遼寧改革進展情況与998年展望」46頁。

注4：張徳江「在全省経済工作会議上の講話」『吉林日報』1996年12月11日。

注5：徐繼瞬・張卓民主編『1997～1998年遼寧省経済社会形勢分析与予測』遼寧人民出版社1998年の李天舒「1997年遼寧国有企業改革形勢与1998年展望」63～64頁。

注6：黒龍江省政府経済貿易委員会綜合処的李樹國副処長からのヒヤリング（1997年8月8日）に基づく。

表3、破産立案件数（89年～96年）

年度	89年	90年	91年	92年	93年	94年	95年	96年	総件数
破産立案件数	98件	32件	117件	428件	710件	1,625件	2,385件	6,232件	11,627件
増加率		-67.3%	265.6%	265.8%	65.9%	128.9%	46.8%	161.3%	

注1：増加率と総件数は、筆者が新たに加えた。

資料：「経済参考報」1997年1月28日。

表4、省別企業破産数（95年～96年）

地域名	2年間合計	順位	95年破産数	全国比	96年破産数	全国比	増加率	順位
山東省	1,210	1位	435	18.2%	775	12.4%	78.2%	21
黒龍江省	1,145	2位	602	25.2%	543	8.7%	-9.8%	27位
河北省	1,024	3位	186	7.8%	838	13.4%	350.5%	7位
湖南省	832	4位	117	4.9%	715	11.5%	511.1%	3位
遼寧省	646	5位	44	1.8%	602	9.7%	1268.2%	1位
江蘇省	593	6位	149	6.2%	444	7.1%	198.0%	11位
吉林省	488	7位	111	4.7%	377	6.0%	239.6%	10位
河南省	357	8位	112	4.7%	245	3.9%	118.8%	13位
山西省	353	9位	55	2.3%	298	4.8%	441.8%	6位
安徽省	287	10位	44	1.8%	243	3.9%	452.3%	5位
内蒙古自治区	281	11位	41	1.7%	240	3.9%	485.4%	4位
四川省	254	12位	101	4.2%	153	2.5%	51.5%	25位
湖北省	216	13位	85	3.6%	131	2.1%	54.1%	24位
浙江省	198	14位	54	2.3%	144	2.3%	166.7%	12位
上海市	120	15位	39	1.6%	81	1.3%	107.7%	15位
福建省	107	16位	46	1.9%	61	1.0%	32.6%	26位
江西省	81	17位	18	0.8%	63	1.0%	250.0%	9位
天津市	70	18位	23	1.0%	47	0.8%	104.3%	16位
甘肅省	63	19位	23	1.0%	40	0.6%	73.9%	22位
陝西省	59	20位	19	0.8%	40	0.6%	110.5%	14位
新疆ウイグル自治区	49	21位	26	1.1%	23	0.4%	-11.5%	28位
広東省	49	22位	19	0.8%	30	0.5%	57.9%	23位
広西チワン族自治区	42	23位	15	0.6%	27	0.4%	80.0%	20位
雲南省	31	24位	6	0.3%	25	0.4%	316.7%	8位
貴州省	29	25位	10	0.4%	19	0.3%	90.0%	19位
北京市	13	26位	1	0.0%	12	0.2%	1100.0%	2位
寧夏回族自治区	9	27位	3	0.1%	6	0.1%	100.0%	17位
海南省	8	28位	0	0.0%	8	0.1%	—	—
青海省	3	29位	1	0.0%	2	0.0%	100.0%	17位
チベット自治区	0	30位	0	0.0%	0	0.0%	—	—

1、注釈:

注1、95年と96年の全国比は、新たに筆者が加えた。

2、出所:「経済参考報」1997年1月28日。

表5、地域別企業破産数（95年～96年）

地域名	2年間合計	全国比	95年破産数	全国比	96年破産数	全国比	増加率
(1) 東北地区	2,279	26.4%	757	31.7%	1,522	24.4%	101.1%
(2) 環渤海地域	2,963	34.4%	689	28.9%	2,274	36.5%	230.0%
(3) 東北+環渤海地域	4,596	53.3%	1,402	58.8%	3,194	51.3%	127.8%
(4) 中部地域	4,040	46.9%	1,185	49.7%	2,855	45.8%	140.9%
(5) 少数民族自治区	381	4.4%	85	3.6%	296	4.7%	248.2%
(6) 直轄市	203	2.4%	63	2.6%	140	2.2%	122.2%
中国総計	8,617	100.0%	2,385	100.0%	6,232	100.0%	161.3%

1、注釈：

注1：地域名称

- (1) 東北地区は、1) 黒龍江省・2) 吉林省・3) 遼寧省の3省。
- (2) 環渤海地域は、1) 遼寧省・2) 河北省・3) 山東省・4) 北京市・5) 天津市の3省2市。
- (3) 東北+環渤海地域は、1) 黒龍江省・2) 吉林省・3) 遼寧省・4) 河北省・5) 山東省・6) 北京市・7) 天津市の5省2市。
- (4) 中部地域は、1) 黒龍江省・2) 吉林省・3) 内モンゴル自治区・4) 山西省・5) 河南省・6) 安徽省・7) 湖北省・8) 湖南省・9) 江西省の9省（自治区）。
- (5) 少数民族自治区は、1) 内モンゴル自治区・2) 新疆ウイグル自治区・3) 広西チワン族自治区・4) 寧夏回族自治区・5) チベット自治区の5自治区。
- (6) 直轄市は、1) 北京市・2) 天津市・3) 上海市の3市。

2、出所：「経済参考報」1997年1月28日。

国際研究奨学財団 研究事業部

〒105-0003 東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル 10F

【Tel】 03-3502-9438 【Fax】 03-3502-9439